

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年6月18日（火）午後1時30分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである、

委員長	松元深君	副委員長	田代昇子君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君
委員	新橋実君	委員	池田守君
委員	今吉歳晴君	委員	前川原正人君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	中村功君	保健福祉部長	花堂誠君
保健福祉政策課長	小野博生君	環境衛生課長	満留寛君
生活福祉課長	新田春輝君	児童福祉課長	田上哲夫君
農政畜産課長	桑木治夫君	農政畜産課長補佐	徳丸慎一郎君
霧島総合支所) 産業建設課課長	岩元洋二君	牧園総合支所) 産業建設課課長	白石耕一君
環境衛生政策G長	林康治君	牧園総合支所) 農政畜産G長	黒江誠君
環境保全G長	徳永浩之君	生活保護第1G長	宅間正明君
生活保護第2G長	古江洋一君	児童福祉・保育G長	竹下里美君
環境保全G主査	山本秀一君	政策G主査	中村和仁君
政策G主任主事	秋丸健一郎君	生活保護第1G) 主任主事	川原智行君
生活保護第2G) 主任主事	石原智秋君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第2号 陳情書（霧島市保健福祉施設の民営化について）

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

生活保護について

しらさぎ被害について

旧霧島町と旧牧園町との境にある養豚場の排水について

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午後 1時30分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから、環境福祉常任委員会を開会します。本日は、去る6月11日の本会議で本委員会に付託されました陳情1件及び所管事務調査を行います。陳述人をお呼びいたします。ここでしばらく休憩します。

[休 憩 午後 1時31分]

[再 開 午後 1時33分]

休憩前に引き続き会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

早速、審査に入ります。まず、陳情第2号「陳情書（霧島市保健福祉施設の民営化について）」陳述人の説明を求めます。

○陳述人（桐原琢磨君）

今日は私どものほうから提出いたしました霧島市保健福祉施設の民営化についてということで、保育所の民営化計画についての陳情につきまして、私の意見を述べさせていただく機会を与えていただき、ありがとうございます。まず、主旨につきましては、この陳情書記載のとおりにはまず今の民営化計画が進んでいることは、そのとおりでございますけれども、これについては保護者説明会もすでに隼人保育所のほうでございましたけれども、4名以下ということで、なかなかこれが十分であったらどうかと、本当にみんなに理解されたのだろうか、そういう事等もございます。あと、公立の保育所が果たす役割というものをしっかりと認識をして、これが責任果たされているのかなという気持ちもございまして、私どもとしては、すぐに民営化ということではなくて、やはり慎重にこのところを見ていただきたいと、特に今の子育て、少子化の中で子育て支援、これが非常に大事になっておりますし、国もまた新たな子育ての法律をつくって取組をしております関係上、もう少しここは公立保育所の重要性というものを認識しながら、そして私立とも民間とも一緒になりながら、やっていくべきではないかという思いで、こういう陳情をさせていただいたところでございます。陳情書のほうにつきましては、署名も保護者を含め、保護者だけではございませんが、署名も出させていただきまして全部で3,207筆の署名をいただきました。うち霧島市内の居住者が2,874、市外の居住者が333というふうになっているところでございます。このまま、少しお話をさせていただいてよろしいですか。まず、私どもが公立保育所がなぜ必要なのか、なぜ重要なのかということについて、ちょっと考えを述べさせていただきたいと思いますが、確かに保育所は民間

もたくさんございまして、それなりにいろいろと特色のある、また大変立派な保育もしておられます。それはそれで私も評価もいたします。また、旧自治体によっては公立保育所がないところもあったわけございまして、それらについてはずっと民間の保育所が、その保育ということについては、その役割を担ってきたわけございまして、その点も評価をしたいと思います。ではこの公立があって、民間もあってという特に旧自治体をみると国分市、あるいは牧園・横川とかいう、隼人もそうございまして、こういう所に関して、その比較をしてみますと、比較というのは良い・悪いということではなくて、比較でございまして、特にこの国分にしますと、全部で6公立保育所があるわけございまして、いろいろこの保育士さんに話を聴いてみますと、今、家庭的にも引っ越しで転居をされてこられた、あるいはプラス母子家庭、いろんな家庭内の多様な問題があって、非常に子供の保育ということに関して、いろいろ難題がある。あるいは、朝の食事なんかも十分取らしていないみたいだと、そういう問題を抱えた児童なんかを、転居してこられたからといって民間が引き受けてくれるかという今まで聴いた話によると、民間もそのころになると年度の途中になりますと、定員一杯になっておりますので、「ここはもう、うちは定員一杯です」というようなことで、結局は公立のほうが引き受けてきたというのが、今までの歴史ですということを保育所の保育士の人たちはよくそういう話をされます。そういった年度途中で引っ越しをされた、あるいは離婚をされたとか、そういういろいろ問題のある家庭の子供さんを引き受けるのは、確かに公立だからこそ、民間が嫌がるというとおかしいのですが、ちょっと二の足を踏むようなところもすぐやるのが、これが公立の責任だろうし、そういった意味では重要性があるのではないかなというふうに思っているところでございまして。また、現在の民営化計画から見ますと、この説明会が先も申しあげましたように、隼人の場合が4名くらいしか来られなかったと、2名から4名、確かそういうふうに聞いておりますが、これは4月ですすでに公募をかけて、計画的にずっと進めていかないといけないのが、この計画どおりにいくとなっておりますが、そうしましたときに今のところ隼人の保育士さんたちに聴いても誰が、公募をしたときに手を上げて「うちで引き受けたいと思います」というのが来たのかどうか、全然知らされていないというわけなんですね。これからいろんな問題をいろいろと状況を詰めていって、最終的に来年の4月には民営化された保育所としてスタートをさせなければならないわけですけれども、果たしてこれで間に合うのかなと、そうすると、どんどん先に詰まってきた、もう後から非常に「もうこれでよかが」というような感じでちょっと荒っぽいことになりはしないかなという不安も私どもとしては非常に持っております。そういった意味でももう少しこのところは、保護者の皆さんにももう一回いろいろお話を聴いてやっていくべきではないかというふうに思っております。実はこのアンケートで市が民営化の計画をつくる段階での民営化計画の中の一部でございまして、報告書ですね、アンケートをとっているんですけども、どんなことが保護者には不安があるのかといいますと、まあ行事とか遠足、その金銭的な負担が増えるんじゃないかというようなのが、大体大半でございました。あるいは保育方針や保育内容が大きく変わるんじゃないかと、こういう問題、特に民間さんは英会話をされたり、あるいは和太鼓を

されたり、いろいろこうされます。それはそれで非常に特色ある保育だと思うんですが、そういうところで、また今度はいろんな経費の負担も増えるんじゃないとか、そういう不安を挙げる声があるわけですが、そこら辺りへの一つ一つ、これはこうですからこうしますよという、答えがされているのかなということも大変私も疑問に思っています。よく皆様、御承知のとおり、いろんなものを自治体が、公がやるときに、新しくやったり制度を変えたりするときに、パブリックコメントという取組をやっています。これもしてらっしゃらないと思うんですね。自治体としては、この際パブリックコメントのようなものをして、しっかりとそこに意見を聴いて、そしてそれに対するこれはこうしますよという、そういったやり方がされるべきではないかと私は思っております。あと、もうひとつは公立から民間へというのは、これは私も、この地方財政とか多少関わってきましたので、財政上の要請からくるというのは分かっているんですけども、果たしてこの民営化した場合に、本当にその財政上の要請に答えられるのかなと思ひまして、ちょっと今日資料をお持ちしましたが、皆さまお手元にあるかと思ひますけれども、認可保育園状況です、公立が御承知のように今、12園ございます。私立が28園、これはトータル40ですが、民間が半分強ですね、そうした場合に定数も890と1,955と900と2,000と見ればよろしいでしょうか、経費的にはあの公立の方が6億119万1,000円ということで、これ25年度の当初予算での比較でございますが、あと私立のほうはどうかといいますと、28園の中で、これ全部運営費これはまあ、自治体が全部、この霧島市が措置費ということで支払いをしていくわけでございますが、これが21億7,400万円いくらと、これを単純比較するわけではありませんけれども、果たしてこれだけのお金が要るんであって、財政上非常に市として、肩の荷が軽くなったというところまでいくのかなと、肩の荷が軽くなればいい、財政的に金を出さなくて済めば、それでいいという意味ではございませんので、そこは誤解をしないようにしていただきたいと思うんですが、今、公立を持っていることが財政的に非常に苦しくなるということではないのではないかなと、公立の分につきましても皆様も十分御承知のとおり、これにつきましては地方交付税の措置がありますので、一般財政需要額に算入をされますので、ここもまったく補助も何もないということではなくて、交付税というもので一般財源化された分は入ってくるわけでございますので、本当は民間と比較をして、やはり民間はいいけれども公立は全部、市が、自治体が全部出さないといけないからという声がよく聞かれますけれども、交付税が入っているということをやはり忘れてはいけないだろうと思います。もちろん民間については国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という割合で、これは簡単に計算をされますけれども、自治体の場合は交付税というちょっと複雑な仕組みですので、私もどの部分が完全にこの部分は、交付税で入ってきていますよという、計算をしてお示しするのがすぐにはできませんけれども、そういう仕組みになっているということは御理解いただければと思います。あと、その財政上の問題は申し上げましたが、あと、働く者、特に実はこの保育所というのは臨時職員の方が、今、大変多ございました、3分の2は保育士さんも臨時の職員の方々です。昔は確かに正規職員の方が、保育士さんだったんですけども、今はこの霧島市の保育所の職員の割合でいきますと、正規職員である園長さんか

ら調理師さんまで含めてこの人数41人です。職員は。それに対しまして、臨時職員、この方々が保育士さんは102人いらっしゃいますが、調理師さんが29人とこれトータル131人がもう臨時の方々です。今言いましたように、41人が職員、131人が臨時の方々ということになっておりまして、この臨時の方々を抜きにしては、もう保育所の運営は成り立たないと。私どもも、臨時の方々のアンケート調査を先般させていただきました。回答率といいますか、なかなかたくさんは回答いただけなかったんですが、50人強、60人近くが回答をくださりまして、今度のこの民営化に関して、ほとんどの方は民営化計画があるということもよく御承知でし。それらについてまたどう思うかということで、不安があるかというふうにお聴きしましたら、やはり引き続き、民営化された後、引き続きそこでちゃんと雇用してもらえるか、それが一番の不安と、首を切られるのではないだろうか、そういう不安があります。それからやっぱりどンドン、今も実は臨時ですからそんなに給与は高くないわけですね、期間数も短いし、一年一年でとか、そういう中で、非常に不安な中で、さらにまた経営者が変わって、給料がまた下げられるんじゃないだろうかとか、いろんな不安をお持ちであるようでしたら。これらについても、やはりきっちりと市のほうとしても、雇用がそこで継続されるようにそれを前提として民営化をしようとしているんですが、実はまず、公立の保育所で一旦民営化がされますと、そこにいた職員である保育士さんとかそういう方々は、これは毎年定期昇給もありますので、収入はある程度あるわけですよ、そうしますとその方々を、民営化した経営者が「引き続きうちで雇ってください。あなたが今まで市からもらっていた給料もボーナスも全部払いますよ」と言うかという、多分私はそれはしないだろうと、そうするとどうするかというあなたはまだ、公立のほうの保育所、幾つかまだ、仮に隼人が民営化されても、26年度は隼人だけです、ほかのところはまだ公立で残りますから、「じゃあ、あなた公立の所に、取りあえず行ってね」とずっとやっていく。そうしますと、だんだん職員である保育士さんたちは、公立のほうに残っていきますが、今度は、そこはそこで、公立の保育所のほうも職員の数が増えてくるわけですよ。臨時の方々は、じゃあどうなるのという、臨時の方々も何人かは行かれるでしょうし、新しい民営化された所にも行かれるでしょうけど、何といても正規職員の方が、そっちのほうに異動をされるといって、そこでは保育士さんが行って、今基準を超えて、御存知のように基準数がございまして、基準を超えてくるわけですよ。そうしますとそれ以上いてもいいのかということで、どうしてもどこかを整理をしないといけないということになってきますと、臨時の人たちとしては、そこはしわ寄せは自分達にくるのではないかと、そういう心配もされておりまして、本当にそれも非常に悩ましい問題だなというふうにお感じしております。少々長くなりましたが、そういう課題もどうもまだいっぱいありまして、ちょっと今から2か月、もう3か月が過ぎているんですが、まだしっくりとした構図が見えてきていないし、これからばたばたとやることになれば、なおのこと、こういう不安な問題というのは残されていくのではなからうかと、そうならもう少し慎重に、仮に1年遅れたにしろ、ここ辺りをもう少し徹底して、丁寧に説明して、やっていくべきではなからうかと思ひまして、また議会のほうからも執行部に対して、そういう提言と言いますか、慎重な、かつ

丁寧な対応を求めて頂きたいということで、ぜひ、私どものこの陳情を御採択をいただきたいという思いで、御説明させていただきました。

○委員長（松元 深君）

ただ今、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

数点について、お聴きをしたいのですが、大体趣旨は分かりました。民営化の弊害がやっぱり出てくるであろうと、なので、やはり公的責任という立場で公立保育園を残すべきだという趣旨であろうかと思うんですが、お聴きをしたいのは、多分もう拝見されたかどうか分からないのですが、保健福祉部施設の民営化実施計画の内容はもう見られたと思うんですが、どうしてもこの17ページの中に私立保育園の経営者が、大体3人入っていらっしゃるんですね。保護者とか、それから学識経験者、もしくは市長が必要と認める方という部分については、それは別に問題はないと思うんですが、いわゆる民営化の保育園のあり方検討委員会の中で民営化をするという一つの方向があって、そのあり方検討委員会の中に今の時点でその経営者さんが入っているわけですよね。そうすると考え方、物の見方を変えると、民営化をして、審議員ではありますが、いい言葉ではないかもしれないですが、自分のところに利するという、そういう作用等もあるんですけど、こういうそのあり方検討委員会の名簿等も見られたと思うんですが、今現在保育園を運営している代表者の皆さんが入っていることについてどういう見解をお持ちなのかお聴きをしておきたいと思います。

○陳述人（桐原琢磨君）

今まさに委員が言われましたように、当事者になる方が最初からあそこに入る。利するということまでは、私も言えませんが、その譲渡を受けられる当事者に成り得る方を入れるというのは、いかななものかなと私も思います。既に、これは私どもが、この民営化そのものに対する、表現は反対でございますが、取り組む時にはそれが既にできておまして、これはとっておいておりますが、今のところここに対して改善をするところまで、私ども動きができておりませんが、議会としても問題提起していただけるのであれば、これは非常にいい有り難いということです保育の関係者であっても直接この霧島市の民営化に携わらないっていませんか、関係しない保育に関する学識経験者ということで、ほかのところの方とか、それなら私はそれはそれで、一向にいいのではないかと思います。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、先ほど懸念材料といいますか、いわゆる民営化をされたときに、正職の人は地方公務員ということで公務員法でちゃんと擁護されて、労働についても、そして給与等についても、しっかりとした担保されるという部分があるんですが、どうしても臨時の方の場合は、不安定、

まあ不安定労働まではいかないでしょうけど、同じ仕事をして、同一賃金・同一労働ということで、今働いていらっしゃるんですけど、実際そのしわ寄せというのが臨時の方に来るのではないかという懸念はよく理解ができるところです。ただ、そこでお聴きをしたいのは、私は個人的にはスタンスとしては、公立保育園の民営化というのは、やはり、それこそ三、四回しか、あり方検討委員会がなくて、その中で方向性が出てきていると同時に、議論の最初から民営化先にありきというような部分も見え隠れしている部分があるんですが、臨時の人たちの意見というのは、今先ほどおっしゃいました、大体3分の2以上の人たちが、その雇用不安というのを訴えられているということもよく分かるんですが、もう少し具体的に、ただ、その正職だから臨時だからという、それはもう法律が絡んでくる部分もあるんですけど、具体的な部分として、臨時の人たちの雇用されている皆さん方の意見というのは、もっとこう掘り下げた部分というのを紹介いただければと思うんですがお願いします。

○陳述人（桐原琢磨君）

先ほど臨時の方々のアンケートをとったというふうに申し上げました。アンケートの回収率が、もう少し良くないといけないんですが、約130人の方に対しましてアンケートを出したんですが、その結果として、やっぱり返ってくることは、この民営化に関しては、非常に自分の雇用が継続されるのかどうかということと、それから賃金面とか福利厚生面でどんどん悪くなるのではなからうかということがまずありました。民営化で、ひとつ考え方には民営化すると、今まで臨時職員だった方々がその民間の正規職員にはなるんだと思いますが、それもそんなに期待はしていない。期待していますかということに対しては、期待できないという回答が圧倒的に多かったです。現状で、どういう御要望が多いかという、自分たちには手当も何もないと、確かに地公法の今の規定からいきますと、これは手当という形で付けるわけにはいけないんでしょうけれども、まず、通勤手当もないと、それから皆さんが、正職員の方がボーナスのときなんかにも、非常にみじめな思いをすると、同じ仕事をして、何でこんなに格差があるのと、むしろ仕事は場合によって、こっちのほうがしているかもしれないという声もあって、そうだよなということもたくさん感じました。例えば、休みなんかもなかなか取りづらいと、どうしても遠慮してしまうと、そういうことで年休もなかなか取りづらということでありましたり、そういったことで、なかなか表にはすぐに出せない不満、これは全部匿名で名前も書かずにそのまま封書で、郵便で返していただくようにしたものですから、回収率もそんなに多くはなかったんですが、本音の部分がかなり出てきたのかなというふうに思っております。臨時にはありますけれども朝の早出も7時15分からの勤務なんかも、月のうちに五、六回はいきますよと、通常8時15分から5時までなんですけれども、それももちろん、それから遅出も8時15分に行って、大体7時ぐらいまでいる。これももう全部、正規の職員の皆さんと同じように、そういったところもしているということで、確かにこの方々への、我々配慮というのは、もう少し必要だったかなと思います。今のところ賃金面が一番、御不満は大きいようでした。だからそこをどうするかというのは、これをもう取り組むべき課題だなというふうに思っております。

○委員（池田 守君）

関連するかもしれません。職員の41名という方、これは民営化されても他の保育園に移ればいいんじゃないかということだったのですが、民営化が進んでいくと、その人たちの働く場も無くなってくる。そうすると一般事務に移らないといけないという事実、いずれは来ると思うんですよ。そうなる保育士として働きたいのに、全然慣れない一般事務のほうに移らないと正職員としては雇ってもらえないという事態が発生すると思うんですが、そういう心配というのをお聞きになりませんか。

○陳述人（桐原琢磨君）

今委員がおっしゃったように本当に正規職員は一応守られてはおりますけれども、職種変更などが当然出てくる事態もあるかもしれません。どんどん進んでいますと。それに関しては、まだ、正直なところ私もそれは頭の中には、ずっとそのこともあるんですが、じゃあ、保育士職員である保育士さんからその声が出てくるかなという、実はそんなに、そこまでは正直な話出てきておりませんで、年齢的にも若干40代とか、きておられますので、40代も超えておりますので、そういう方々ひよっとすると、少しまだ、スケジュール的には、まだちょっと先かなと思っていらっしゃるのかもしれませんが。臨時の方々、平均年齢もちょっとお若い方もいらっしゃいますので、そっちは切実にそれを感じておられるのではないかなというふうに私は思っております。

○委員（今吉歳晴君）

この陳情の中で民営化によって公立保育園は安心して子供を産み育てることができ、子供たちが健やかに成長できるような環境づくりを、保護者と地域と一緒に担ってきました。このことを私はこの公立保育園あるいは私立保育園を問わず、このことは最も言えることではないかと思うんですが、それから、つきましては今後も責任ある公共サービスを継続し、子育て支援策を総合的に充実させ利用者のニーズに的確に答えていくためとあるわけですが、このことについてもやはりこれは公立・私立問わず同じ目的ではないかというふうに捉えております。それから民営化によって、担任の保育士が変わったり、これは民営であろうと私立であろうと変わらないことでありますし、保育の方針が変わったりすることは非常に不安なことだと思います。やはり私立においては、それぞれ特色ある保育園の運用をされているわけですから、そのことについては、若干、変わったはなは保護者としては不安があるかもしれませんが、子供は、私は団体生活をする中ですぐに順応していくんじゃないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○陳述人（桐原琢磨君）

確かにこれは公立であろうと私立であろうと、地域と一体となって取り組まない、これはおっしゃるとおりでございます。その点について、私もまったく異論はございません。それから今ありましたのは、その担任が変わったりすると、そこでの不安とか、そういうこと、これもまた私立も一緒ではないかということでもございました。ただ、民営化になって後は委員がおっしゃったようなことで、通常の担任が変更ということになるろうと思いますが、民営化のときには大体、往々にして

ほとんど保育士が変わったりいたしまして、総入替になりうることもあるわけですが、そこでやはり、いろいろ子供たちが、卒園しちゃったりとかしたら別ですが、なかなかその変化に変動についていけないということを、その事例については、よその件でございますが聞いてはおります。したがって民営化後はもちろんこれはその順応性を持って、子供もそういうふうに対応していけるかと思いますが、本当にさっきもちょっと申し上げましたが、スケジュール的に大変窮屈になっていく中でやるとなると、本当に一斉総入替的なことが起きますと、やはり子供も不安というのは出てくるのではなかろうかと思って、これはそういうことを言っているというふうに御理解をいただければいいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

保護者がまずは心配があるわけですが、その中で子供というのは、やはり環境が変われば当初は少し戸惑いもあるかもしれませんが、やはり団体生活中でこれはやはり親が思う以上に溶け込むのが早いんじゃないかと思います。今後また、いろいろこう、そういう経験は絶えず社会生活送っていく、子供が成長していく中では、そういう経験というのは絶えずその年代年代でやっていかなければならないわけですから、やはり私はこのことについては、あまり過保護ということは使うといけませんけれども、そこまで心配する必要があるのか、やはりその流れの中に子供たちを任せていくことも大事なことでないかという感じがいたしているところです。

○委員（新橋 実君）

私は、うちの子供も5人いるんですけども、5人とも全部公立の保育園に出しました。今、例えば志布志で、横峰さんがやられていますよね、ああいったすごい取組で健康づくりというか体操をしたりして、いろんな形で、あそこは民間でやっているわけですがけれども、やはりそういうのは公立ではなかなかできないのかなと、ほとんどただ保育園に行っただけで、そこで子供たちと遊んだり、歌を歌ったり、ある程度劇やいろんなことを覚えてはくるわけですがけれども、なんかこう変わった発想はできないのかなと思ったりもするわけです。そういったことに対して、公立保育園の取組を、すごく今すばらしく書いていらっしゃるわけですがけれども、その辺についてはどう思っているのでしょうか。

○陳述人（桐原琢磨君）

今委員言われましたように、本当に極めて民間の保育所では特色のある志布志のあの保育所ですね、非常に体操やらされて、これも名前は言いませんが、一時期大変有名になりました自治体の首長さんも非常に誉めておられましたけれども、これは民間だからこそできる取組だろうと思います。民間はある意味何をしてもいいというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、宗教保育をされてもいいわけですし、例えばお寺さんがやっておられる保育所、キリスト教でやっておられる保育所、神道がやっておられる保育所ありまして、行ってみますとお経を覚えさせたりとか、キリスト教のそういう一説を読ましたりとか、公立の場合はそこはちょっと控えますので、これは致し方ないだろう。公立がそういうことを一生懸命、どンドンしなければならぬか。民間とそこを肩を張

ってやらないといけないかとなると、確かに特徴はある程度出さないと、競争といいますか、あそこはこうだよねというところで、そこは多少特色は出さないといけないでしょうが、完全な競争みたいになりますとこれはまたどうなのかなと、やはり保育の本質というものを、保育はどこに、まずは基本的な生活習慣とかそういうものをしっかり教え、あるいは知識といいますか最近幼稚園と同じふうに保育園もなってきたはじめましたので、そういったニーズにも答えることもしなくてはいいけませんけれども、私も先ほど申し上げましたが、和太鼓をする、何をする、そこまで公立も頑張るってやらないといけないのかなと私はちょっとそれは、そこまではしなくていいのではないのかなと、これは私の見解ですけれども思っております。

○委員（新橋 実君）

やはりですね、民間の場合とはとにかく子供たちを入れるために、やっぱりそういった新しい発想を持って、こういったことをしますというようなことがないとなかなか入り手もいなくなる。ところが公立の場合は何もしなくても入っただけの人数で、とにかくカリキュラムがあって、それだけをやっていくというようなことですので、そこら辺で民間の方やっぱりそういったことを取り組んでいращゃると思うんですよね。今後やっぱり公立でやる場合も、一部公立も残りますけれど、ある程度は新しい取組も取り入れられるような形になっていけばいいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○陳述人（桐原琢磨君）

新橋議員がおっしゃいましたように、本当に公立は来て、募集をかけて、どうしても民間のほうが先に埋まっていきますので、これもまた公立保育所の宿命だと思うんです。最初募集を受けたときに、公立がどんどんどんどん人を連れてくるんじゃなくて、そうするといろいろ問題起きますので、民間の私立の保育所のほうがいっぱいになってから、それから公立のほうになっていく、これは一つの調整作用といいますか、公立保育所の持つ宿命だと思うんですが、そういうふうにして入ってきて、後はまた、これはまた表現が悪いかもしれませんが、努力をしなくても何と云えばいいのでしょうか、そんなにあくせくしなくてもという表現になるかどうか知りませんが、そういうことで刺激がない。向上心がないということにならないように、やはりそこは民間がやっている取組もある程度習いながら、と言って英語をどんどん教える保育所とか体操をどんどん教えてオリンピック選手になるぐらいまでと、そこまではしなくていいですけれども、本当に運動とか、そういうのをしたり英語もそんなにある程度、りんごをアップルとか、それぐらいのことはやるというのは、私はそれはそれでいいことだろうと思うし、今度の民営化も私、委員もおっしゃったようにすぐに全部済むわけでもないし、かと言って一か所も民営化にならないということでもないし、そうしますと民営化のこの中で、「あそこは公立だったけども民営化をされて、こう変わっていったな」と良い点、悪い点あろうと思います。「ああ、良く変わったな」という、そこはそこで刺激にしながらまた別な点で、「民営化されたけどやっぱりちょっとこれは、やっぱり問題だな」ということになると、それはまた自分たちはやっぱりきちんとこれまでのやり方にもしっかりと自信を持ちながら、さら

に信頼に応えるような保育にしなければいけないなどそういった意味で両方見ながら、向上を図っていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど池田委員も言われましたけれども、正職員の方は守られているのですけれども、確かに言われるように臨時職員ですね、この人たちは、私たちがいろいろ話を聴いて、なぜこんなに賃金格差があるのだろうか、同じ仕事をして、先ほど言われましたけれども、そこら辺をやはり今回新しい民営化された場合、臨職の方がそこに入っていけるような形がしっかり保たれて、それでなお、ある程度補償も、他の方と賃金が補償されるような形になれば、その辺は民営化してもいいというようなことは考えていませんか。

○陳述人（桐原琢磨君）

それはもう民営化された場合、当然臨時の方々が、正規職員の方が、民営化された後の所に行かれるかどうか、それは私もよく分かりませんが、臨時の方々は、行かれるケースも多くなるだろうと思うんです。そうした場合に今まで臨時という形で、ボーナスもなしとか、いろんな通勤手当もなし、住居手当もなしというような状況から、今度は正規職員ですから、ちゃんとボーナスも、それは民間ですから民間なりの率になると思いますが、それから諸手当出てくるのは、私はそれで非常にいいことだと思います。往々にして私も民間の保育所をずっと知っておりますが、以前、役所で保育の担当もしておりましたので、知っておりますが、まず一つ、ずっとある方が、その職員として保育士さんとして、ずっと10年、20年とおられると、かなり給料も毎年定期昇給していけば上がるわけです。だから、大体私が知る限りは、例外的には20年から30年、亡くなる頃までおられた、おばあちゃんになるまでおられた方もいらっしゃいました。これはこっちのほうでなくて、加治木のほうにおられました。それ以外は、大体30歳を過ぎて、40歳を待たずにお辞めになるんですね。お辞めになるというのは、ある意味の肩叩きがあるんだと。ずっと毎年定期昇給で上がっていくと、やはり民間として、私立として辛いところがあるだろうと思って、だからどこかの時点でリセットができるように、その方々はそこを辞めて自宅で寿退職なり、そういった自宅で何もせずにおられるのかと言うと、またこれ、別の保育所に勤められるんですね。ということは、決して安定はしていないという、ずっとそこに少し多分、やっぱり人件費の増高というのを止めるためには、民間としてはそこをせざる得ないところが出てくるだろうし、そういうところに対してはちょっと不安は私は持ちます。もちろんただ今の臨職の立場より多少はましになるかもしれません。私の憶測でしか、予測でしかありませんけれども。

○委員（池田 守君）

先ほど署名のことを言われたんですけれども、3,207人ですか、この内訳というか男女別あるいは年代別、もしくは保護者であるか否か、そのところは分かりませんか。

○陳述人（桐原琢磨君）

申し訳ございません。そこまで細かく仕分けをしておりませんで、市内居住者・市外居住者それ

だけで、男女も年齢別もしておりません。そのこのところの区別ができていない。また、保護者なのかどうか。保護者の方の分については、大体保育士さんたちがもってきた部分もありますので、これはそうかなと思いますが、そういう部分だけは少しは分けられると思います。必要とあればまたちょっとそこを少し分けたいと思いますが、現時点ではそういう細かい区分けはしておりません。

○委員（前島広紀君）

今の関連ですけれども、その署名を集めた時の署名のその内容とといいますか、それは例えば公立保育園を存続させるということの証明なのか、それとも民営化に反対する内容の署名なんですか。どちらでしょう。

○陳述人（桐原琢磨君）

今おっしゃいましたように、反対とはなかなかしておりませんで、公立保育所を存続させることに御協力くださいということではしております。

○委員（前島広紀君）

この陳情書の件名のところに、霧島市保健福祉施設の民営化ってありまして、その次の文章で、保育園および養護老人ホームを対象として、市は今回、民営化しようとしているわけなんですけれども、舞鶴園も今年の12月でしたかね、民営化に向かっていくわけですけれども、今回は公立保育園のことだけに特化しているわけですが、文書の書き方としてはその様に読めるのですが、老人ホームに関しては念頭にないのでしょうか。

○陳述人（桐原琢磨君）

老人ホームの民営化の話も今おっしゃったようにあるわけですが、実は私どもこの老人ホームに関しては、なかなか状況的には基本的に全部これも公でちゃんとやるべきだというのは、私ども考えておりますが、流れからいたしますと、なかなかこれは厳しいのではないかなと思いますし、老人ホーム自体の経営も、皆さま御承知のとおり大変やっぱり厳しいです。特別養護老人ホームみたいに介護報酬しっかりと入ってきて、その程度別に入ってくればある程度いいんですけれども、そうではなくて一般的な養護老人ホームですから、一般的な措置費の中でやっていかなければならない。しかしながら、実態は要介護の方々がたくさんおられる。こういった中で、じゃあこれを市が引き続き春光園、それから長安寮あるわけですが、これをすべて市でやっていくというのは、なかなかノウハウ含めてさっき言いましたような補助金の仕組みからいってもちょっと難しいのかなと、私どもとしては働く方々も含めてそこがスムーズに行くことがいいのではないかなということで、民営化を推進する立場でもありませんけれども、これに関しては民営化ちょっと待てという状況には私どもありません。そういうことです。

○委員（田代昇子君）

このアンケートは公立保育園関係者、職員の方々だけのアンケートだったのでございましょうか。

○陳述人（桐原琢磨君）

おっしゃるとおりでございます。公立の保育所全部で今12園、霧島にございますが、ここにお勤

めの臨時職員の方を対象にしたアンケートでございます。130出しまして、回答を頂けたのが、若干一般的な傾向として、なかなか出しにくいのですが、130の方に出して、54回答だったと思います。

○委員（田代昇子君）

さっきあり方検討委員会にそれぞれの私立の保育園の関係者が3人入ってらっしゃっているということをおっしゃっていましたが、この私立の保育園の方々の考えという、方向性というのでしょうか、そういうことはよく聞いていらっしゃいますか。

○陳述人（桐原琢磨君）

大変申し訳ございませんが、私立の方々の考え方、保育園の運営の考え方というところについては、まだ、正式にお伺いをしたことはございません。

○委員（前川原正人君）

確認をさせていただきたいと思います。私も先程、前島議員がおっしゃったのですが、今回の陳情第2号は、保育園のことが主流になっていて、養護老人ホームの部分が、老人ホームという文言は入っているのですが、内容的な部分がないということになっているわけですが、先ほどおっしゃった老人ホームの民営化については、ちょっと待てという状況ではないと、しかし、ずっと掘り下げていくと、平成17年に今まで措置費だったものが、交付税措置として一般財源化されたという点では、同じ共通した財源措置なんですよ。施設の場合は入る人も限られているという状況でもあるし、ある程度、独り身というか、一人暮らしでない駄目だという部分というものもありますし、いろんな様々な条件がそろって初めて老人ホームに入所できるという一定のラインがあるわけですが、そういう確かに保育所とは違う部分の性格もあるんですけれども、財源的には一般財源化されたというのは共通していることなんですよ。しかしそれは、直接であっても簡潔であっても税金という形でちゃんと担保されて、その中での運営ということになっていくというふうに私は理解しているのですが、お聴きをしたいのは老人ホーム民営化についてはちょっと待てと、民営化はちょっと待ってよじゃなくて、逆からいえば、民営化でもいいのではないかというような聞こえ方がしたのですが。保育園と比較をしたときに若い幼児と高齢者という点では違いもあるのですが、整合性という点ではやはり同じだというふうに認識をするのですが、その辺についてどうなのかお聴きをしておきたいと思います。

○陳述人（桐原琢磨君）

確かに言われるように、大きな違いはないわけですね民営化なのか公立なのかというところでは。私も基本的にはこれはやっぱり公立がきちんと担っていくべきものだというふうに思っております。ただ、保育園の問題が出た時に、将来を担う子供たちといますか、そして、働く人たちの数も老人ホームと比べまして圧倒的に多いし、保育所の問題を手掛けまして、本当は老人ホームのほうまでやらないといけなかったのですが、私の力量上ちょっとそこまではいかずに、それからこの前も利用者、それから御家族の方への説明会があったようで、私は自分で行けずに、代わりの者が行って、話を聴いてきておまして、なかなか特に問題とか、そういう問題点があるとかそういうものにし

でも全然でなかったですよというようなことで、そこにどういう視点でこれもうちょっと慎重にやろうよとか、いくのか、ちょっと難しいなと言いながら、そのままになっておりまして、大変私の不明を恥じるところでございますけれども、そういった意味でまだ、私自身がこれをどうしたら老人ホームに関しては、どうしたらいいかというところでは模索しているところでございまして、お許しをいただきたいと思っております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで陳情第2号に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

[休 憩 午後 2時30分]

[再 開 午後 2時33分]

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第2号「陳情書（霧島市保健福祉施設の民営化について）」執行部の見解説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

霧島市保健福祉施設の民営化について御説明いたします。本市の保健福祉施設の民営化につきましては、「第2次霧島市行政改革大綱」に基づく「霧島市集中改革プラン（第2次）」において、少子高齢化や人口減少時代など社会情勢が大きく変化している中で、より効率的で効果的な保健福祉行政を推進するために、今後の保健福祉施設のあり方として、公立保育園と養護老人ホームの民間委託等の推進を掲げたところです。具体的には、その方向性を探るため、保護者や有識者等で構成する「あり方検討委員会」を設置し、その中で各施設の状況や地域の実情などを含め、慎重に検討を重ねられ、最終的に、「保育園は基本的に民営化をすることが妥当です。」また「養護老人ホームは定員を減らしていくことが妥当です。なお、その運営は、民営化するよう作業を行ってください。」との提言をいただきました。この提言を踏まえ、平成24年7月に「霧島市保健福祉施設民営化実施計画書」を策定し、その実施計画において、「公立保育園については12園中9園を、養護老人ホームについては3園、すべての民営化を進める」と方針を定め、特に保育園に関しては、平成26年度から隼人保育園の民営化に向けて、保護者や職員など関係者への説明会の実施や、民営化保護者アンケートの実施及び民営化に関するお知らせの配布など、民営化に関し関係者の方々の理解が得られるよう、様々な機会において、丁寧な説明に努めてきたところです。本市の保育園については、基本的には民営化を進めるべきであります。入園者が少ない横川・牧園地区の3保育園、これは佐々木、中津川、牧園の3保育園です。子供たちの保育を保障すべきという観点から引き続き公営で行い、民間の参入により、より効率的で効果的な保育園運営が可能な9園については、民営化を進め、児童福祉に関するコストの縮減と、民間独自の保育サービスの上乗せによる質の向上を目指し、より良い福祉サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。この様なことから、本市の保育園民営化は、今後の少子高齢化の中での保育行政のあり方を考えると、避けて通れないものであり

ますが、その実施については、施設の状況や今後の保育ニーズの見込など、十分に検討するとともに、住民の方々の理解を得られる様、努力して進めて参りたいと考えております。

○委員長（松元 深君）

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

先ほど、桐原さんのところでも質疑はちょっと出たのですけれども、このあり方検討委員会のメンバー、これはどういった方々がなられているのか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

あり方検討会の委員のメンバーでございますが、保育園の関係で述べたいと思います。委員の数といたしましては11名でございます。委員といたしましては、私立保育園の代表、および公立保育園の代表、それと学識経験者、あと保育園の保護者の代表の方々、あと市長が認める者といたしまして、市民の代表の方と、うちの副市長が入っております。詳しく申しますと、私立保育園の保護者の代表の方が2名、公立保育園の保護者の代表の方が2名、あと私立保育園の代表の方が3名、あと学識経験者が2名、市長が認める者が2名、計11名でございます。以上です。

○委員（新橋 実君）

私立と公立と保育園のほうから2名、先生が3名でしたっけ。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

私立保育園の代表といたしまして、各園長の方が3名でございます。

○委員（新橋 実君）

私立保育園の園長先生方が3名入るということで、最初からもう私立保育園に民営化することが前提となつての協議になっているのではないかというようなことも先ほど話も出たのですけれども、その辺についてはどう思っているのでしょうか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

これに関しましては、保護者の代表の方の公立の方も入られているところですので、一番その方々の意見が大切だと思つて、入れておりますので、その様なことはないと感じております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

市長が必要と認める者として、公簿をしまして、公立保育園に前勤めていた職員の方もいらっしゃいまして、この方もどちらかというやはり公立をとる感じだったのですけれども、ですから今課長のほうで申し上げました、必ずしも私立へという流れの委員会ではないということをお理解いただきたいと思つております。

○委員（池田 守君）

先ほど陳情者の方の説明の中で運営費の説明があつたのですけれども、この資料は、公立12園で6億100万円あまりと、それから私立の28園で、児童数は倍以上なんですけれども、21億だと、このことによつて必ずしも、その財源負担が民営化することによつて減ることではないというようなこと

を説明されましたが、これについて何か見解がございますか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

私どものほうでも試算を打ち出しているところでございますが、まず、この保育園の費用に対しまして歳入でございますが、皆さま御承知のとおりでございます。保育所に関しましては、民間運営の場合は措置費ということで、市のほうから予算を支出をしているところでございます。また、公立に関しましては、通常の一般会計予算の中で歳出と歳入をそれぞれ見ておりますが、まず、公立の場合はその財源といたしましては、保育所の方の負担金と申しますが、個人の方の保育料の分がまず歳入としてあります。その他に一般会計からの分が入ってくるかと思えます。そして、民営の場合ですが、民間がしている場合ですが、これに市の場合以外に国の負担金と県の負担金がそれぞれ国の場合が2分の1、県の場合が4分の1で、残りの4分の1が市の負担というふうになっているかと思えます。ですので、民間の場合はそういうふうになり、そういうのがあると、ただし、公営の場合は公費で賄われているというふうには話は聞いてはいるところです。通常の場合、普通交付税の場合なんですけど、どれだけあるのかというのは私どもでもちょっと分からないのですけれども、通常の予算でいきますと、一般財源で賄われると、それで計算いたしますと、一年間で約2億6,800万円、民間の9園をした場合、市の財源が削減されるのではないかというふうに試算をしたところでございます。

○委員（池田 守君）

ということは、市の負担は2億6,800万円くらい減るけれども、国全体として見れば変わらないということでしょうか。その分を国・県が見てくれるという形で。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

そういうことだと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御案内のとおり、市でおこなう場合は一般財源、いわゆる血税になります。民営化した場合には県とか国とかの措置費に対する委託料が入ってきますけれども、それも元を正せば国税の方からで税としては変わらないというふうに思います。

○委員長（松元 深君）

先ほど池田委員のほうでは、桐原さんが説明された民営化になっても公立の負担はあんまり減らないから、あんまり影響はないというふうなことを言われたのですけれども、そこに対しての回答は今のような回答でよろしいのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

やはり地方の財政は御存知のように、その自治体に特定して住民の方からも、その我々霧島市の行政にということで、納税されるわけですけれども、やはり国・県レベルになりますと、いろんな方法で、あるいは規模・交付税とかそういった方法で算定されていきますので、そういったところからいけば、霧島市民の負担は少なくという解釈で我々はいるところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

このあり方検討委員会の中では、この幼児教育、その辺の話の中で、こういう民営化というふうになったのか、それとも経費が非常に削減されるので、民営化の方向にということになったのか、その辺についてはいかがなものか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

あり方検討委員会につきましては、平成23年の10月から検討が、計4回されているようでございます。検討を進める中で、保育園の公立および私立全員の保護者の方にアンケートを実際は取っているところでございます。そのアンケート等を基に、今後のあり方等がされておりますが、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思うのですが、その中でよく出ているのが、まず、各保育園に対しまして、公立と私立との保育園の満足度を調査をしているようでございます。その結果といたしましては、まず、公立の場合でございますが、73.3%であったようであります。また、私立につきましては、これは公立よりも10%ほど高い85.7%と、更に満足度が高くなっているようでございます。そして、不満を感じている部分に感じましては、公立の場合は9.9%、約10人に一人だったのが、私立の場合6.5%と更に半分近く減っている。そういうのを考えますと、民営化をすることによって、満足度の高い保育サービスが得られるのではないかというのも議論されていて、あと、そういうのも関係がございまして、通常の民営化に際して、いろいろな先進自治体とかそういうのも議論をされているようでございます。そういう中から、いろんな委員の方の意見やらというのをまとめてこのような定義もなされたものと思っております。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思えます。昨年の8月6日に全員協議会の中で、この保健福祉施設民営化実施計画ということ保健福祉部が議会のほうに提出をされてきたわけでございますが、その中で、このあり方検討委員会というのは、単に民営化について協議をしたものではなく、市が運営する福祉施設を担う役割は何かということについて検討をしたんだというふうには、その他の事項で明記をしてあるわけですけども、ずっと見ていくとあくまでも民営化が先にありきで、そのために民営化を目指してそれは行政の勝手ですけども、持っていくためにどうするのかという議論がなされているような気がするのですよね。かといって、一方ではその昨年の12月でしたか、隼人保育所の方たちにも呼びかけて、説明をしましょうということでされても、4人程度ぐらいしか参加をされなかった。様々な事情があつてなのかも、その辺は計り知ることができないわけですが、そういう部分を捉えたときに、あり方検討委員会のほうと行政サイドのほうとしては、また別の組織ですので、とやかくいうことはできないと思うのですが、今までの経緯の中で、人が来なかった、来てくださ行政の説明をしましょうということで、アクションを起こされにも関わらず、少ない人数であったという事実があるわけですけども、その辺についてどういうふうに分析といたしますか、捉えていらっしゃるのかお聴きをしておきたいと思えます。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

まず、あり方検討委員会の中で、民営化ありきで検討されたのではというふうでございますが、私どもは決してそういうことではなく、先ほど申し上げましたように、いろいろな市民アンケートの結果、そういうのを照らし合わせまして、慎重に議論を重ねたところでございます。それと議員御指摘のとおり、隼人保育園の保護者の方の説明会につきましては、最初、平成24年10月28日に隼人公民館で実施したときには保護者の方が2名出席ということでございました。その後12月8日は保護者の方が4名ということでございました。これをどう分析しているかということでございますが、時系列的にちょっと説明をさせていただきたいのですが、最初の10月28日の2名の時に、私どもも非常に少なかったものですから、保護者の方になぜ来られないかのアンケートを実施したところでございます。併せまして、民営化についてのいろいろな考え、あるいは意見を述べていただく欄を設けてアンケートを実施しております。その中で出てきたのが、まず、ちょっと日にちが合わなかったから出られなかったというのとあと、いろいろ民営化に関しましての不安な部分の回答が寄せられました。ちょっと御紹介をさせていただきたいと思いますが、まず、期待しているとかということに関しましては、期待してらっしゃる方、特になしを合せまして、65.9%でございました。また、不安に感じているかということでございますが、特に感じていないという方は29.8%で、約3分の1の方が不安には思っていないということでした。ただし、不安だと思っていられる方が19.1と27.7で46.81%、やはり不安を持っていらっしゃる方は多いなと感じたところでございます。そのようなことから、やはり保護者の方に親切丁寧な説明が必要かなと感じ、それ以降、民営化に対しまして、3回ほど保護者の方に出しているところでございます。内容といたしましては、不安に感じている方が、内容的には保育料が上がるのではないかとかあるいは、職員が変わることによって、いろいろと保育内容が変わるのではないかということに不安をされておりましたが、そのことに関しましては保育料につきましては、皆さま御承知のとおり公立であろうが、私立であろうが、その方の所得に応じて掛けられますので、変わらないですよという御説明をいたしました。そして、今回の保育園の民営化に関しましても、内容的には、ほとんど変わりませんというのが国のほうで、保育園の運営の実施要綱といいますか、そういうのに基づいて職員等の配置をしているところでございますので、何ら変わりはないと、あと、内容につきましては当然、先ほどいろんな事業の内容等は公立保育園と違うところはございますが、そこは逆に私どもとしては、サービスの向上につながっているものと説明をしたところでございます。というふうに今回の民営化によってのアンケートの結果に合わせて、不安に思っているところについて、お知らせの中で懇切丁寧にこちらから、実はこういう形で保育料は上がりませんよとか、そういうふうに説明をしたところでございます。計3回いたしましたのですが、それを見られた結果である程度不安が取り除かれたのではというふうに私どもでは感じているところでございます。ですので、最初は不安の方が40%近くいらっしゃいましたけれども、だんだん不安の部分が取り除かれていったから、説明会に来なくても、その資料でだいたい理解ができたのかなと思っているところでございます。

○保健福祉政策課、政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

補足説明を申し上げます。先ほど、御紹介いたしました、あり方検討委員会におきまして、保育園の保護者にアンケートを取りました。公立・私立両方の保護者に取りました。その中において特定の保育園を希望した理由は何ですかとお尋ねしました。公立保育園の保護者の方は67.3%が自宅・職場に近い、地理的な要因を67.3%挙げられました。これに対しまして、私立の方は42.3%。代りに私立においては保育方針、これが19.6%というようなアンケート結果が出ました。ですので、一つには今回、隼人保育園の民営化につきましては、経営が変わるものであって、場所が変わるものではございませんという説明をしております。そこのところで保護者の方としては不安要因まず大きく取り除かれたのではないかと、最初の保護者説明会で2名しか来られなかったことに対してのアンケートの際に、再度説明会を行ったばあい参加されますかと聴いたところ、6割の方59.6%は参加しませんと回答されました。ですので、保護者の方としては、まず、隼人保育園が現在の場所で私の子供を預かってもらえるのであれば、そんなに不安はないと思われたのだろうと理解しております。

○委員（池田 守君）

保育に関しては職員の方々は私立も公立も本当に努力していると思います。ただ、働く労働環境といえますか、昔からすると私立のほうは相当悪くなっていると思うのですが、保育士の配置というのは基準があると思うのですよね。零歳児、2歳児、何人て、それは正職員であろうと臨時職員であろうと、保育士の資格を持っていけばいいということによろしいですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

今議員さんおっしゃったように公立も私立も一つの基準に則って配置をされております。

○委員（池田 守君）

となりますと、正職員の数というのが今後ますます減って行って、ほとんどが臨時職員で賄われるという事態になって、これがすでに相当進行していると思うのですけれども、その様な認識はいかがですか。

○保健福祉政策課政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

昨年度、各保育園に対しまして、アンケートを公立・私立行いました。その中で常勤職員のうち正規職員の割合、これをお尋ねしたところ公立保育園の場合が12園で25.2%、対しまして私立の保育園につきましては27園で58.4%という状況が既にあります。

○委員（池田 守君）

今のは正職員が公立は25%、私立の場合は58%とまだ高いということですよ。これがだんだん下がりつつあると思うのですよ。以前はもっと高かったと思うのですけれども。それが加速化される可能性が非常に高いと思うのですが、そういう認識はないですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

まず議員の冒頭で申し上げられた公立保育園、私立保育園も職員についてはよく努力している。それはもう同感でございまして、ただ、職員の身分につきましては、やはり、公立の場合はもう御

存知のとおり、もう、旧合併前の市町の時代から、かなり正職員は減っていた。いわゆる臨時職員化が進んでいた。ただ、私立の場合はやはり今御指摘のとおり、正職員が半分以上でございませうけれども、やはり、今後の国の子供の関連の新システム関連の法案が具体化されてきますと、昨今、介護保険のほうでありましたように、やはり職員の待遇というものは、かなり見直されてくるのではないかと、これは推測の域ですけれども思っているところです。従いまして、正職員がだんだん少なくなるというのは、アンケートの実態を私立保育園のほうで見ますとある程度給与・年齢がいったら頭打ちをするために、一旦臨時職員のほうにという状況もあるようでございます。以上でございます。

○委員（田代昇子君）

12園の中に9園が民営化ということで、あと3園は公立で残ると思いますが、その差というか条件はどのように捉えればよいでしょうか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

これは実施計画の中で、佐々木保育園が牧園保育園と中津川保育園が公立のままでいきますよという説明があったところでございます。これにつきましては在来の入園者の数が非常に少ないようでございます。24年度で申し上げますと、佐々木保育園が7名、牧園保育園が11名、中津川保育園が12名と、であれば、なかなかこの人数であれば、民間の方も参入しにくいのではという観点から、ここは保育を受ける人がいればそれは守っていかなければならないという観点から、これは公立でという選択をしたということでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど陳述人に説明をいただいたわけですが、先ほどのこの回答の中で、アンケート調査を行ったということでおっしゃっているわけですが、いわゆる今働いている公立の正職員の方は、ある意味地公法でちゃんと担保されているわけですよ。しかし、臨時職員の方は同じ資格、同じ条件の下で、同一ではない賃金、労働は同一にやっているわけですが、臨時の皆さん方、いわゆる一般的にいう職員の皆さんの意識調査・アンケート等は行政としては取り組んではいらなかったのですか。今後、若干時間がありますけれど、やっていなければそういうことも視野に入れていくべきだというふうに思うわけですがどうでしょう。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

まず、基本的な部分は一般質問でも民営化に関しては、私も何度か御答弁させていただいておりますが、まず、民営化に際して一番、配慮しなければならないことは、まず、園児・保護者等に対するサービスが低下しないこと、2番目に職員、臨時職員含む、そういった人たちに待遇面で影響が出ないことを申し上げております。そういったことから隼人保育園につきましては、職員・臨時職員に対してアンケートを取りまして、民営化となった場合に移管先法人のほうに引き続き勤務したいかと、今の場合は匿名ですが、民営化をする法人が決まった場合には更にもう一回アンケートを実施するというところで、その意思を、まず一般論から、それと2回目に具体的になった場合の意

思も確認をしたいと考えております。ただ、御指摘がありましたように民営化が進んでいきますと、やはり臨時職員の方々に対する身分というものが、だんだん狭まってまいりますので、正職員の対偶と併せまして人事当局とも協議をしながら進めていく。そして、臨時職員の皆さんについては、新しい法人に採用を希望される方はすべてを採用してくださいというふうに移管先法人のほうに条件を付けていきたいと今のところは考えております。ただ、数年後、そういったことが人間的にちょっと不都合が出てくるところもありますので、そこについては十分人事当局とも検討しつつ進めたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

方向性と言うのはその説明で大体理解ができるわけですが、問題は臨時の方もそうですが、例えば民営化が進んでいって、1年後なのか、2年後なのか、3年後なのか、5年後なのか、それは分からないですが、臨時の方については地公法で守られていないので、ある意味融通がきくといいですか、配置換えもできる部分もあるわけですよ。今度は民営化をした保育園の職員の皆さん、その方は配置換えというのも今度は考えられるのですよね。配置換えとなりますと、事務職にいくのか、それとも今までやっていた保育士の資格を生かした職場に配置換えになるのか、それは人事のほうは決定をしていくことになるのですが、そういうふうになったときに例えば保育園の配置換えとなれば、当然今度は定員枠というのが出てくるわけですよ。職員の保育園の園児数に応じた定員枠というのも当然で出てくるわけですが、そうすると保育士で採用をして、自分の資格・能力を生かす立場で入られた方が、全く違う部署に配置換えになるとなると、また主旨が違ってくるのではないかと思うのですが、あまり先々の事まで論じることはできないのですが、今後、想定し得ることとして捉えたときに配置換え等全体を見たときにどうなのか、どのようにお考えなのかお聴きをしておきたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ここ四、五年の民営化の計画でございますので、今、議員から御指摘があった部分は、かなり現実的なものになってくると思います。つまりは職員の配置転換についてもしなければならない状態がくると考えております。しかしながら、他の市町村の先行事例を見ましても、やはりそうなった場合は当然、いわゆる地公法の分限規定によって整理するというのではなく、やはり保育士という資格を生かした勤務先の模索、そういったものも考えあわせて研修を行いながら配置転換をしているようでございます。私の先ほど申し上げました。国の今後の子育ての支援のあり方を見ていきますと、やはり保育所だけではなくて、いろんな形での子供支援というのが出てくると考えられますので、今後保育士としての職場というのは、まだ、いろんな形で出てくるのではないかとちょっと推測の域ですけれども、考えているところです。

○委員（前川原正人君）

民営化実施計画の中で、県内ではこれは平成23年4月現在ですが、保育園全体で477園のうち、54園が平成14年以降に民営化をされたと、全部で401園を民間の社会福祉法人が運営をしているという

ことで報告をされているわけですが、この間もうすでに平成14年からですので、10年以上が経過をしているわけですね。ここら辺を例えば情報だったり、分析だったり、他の自治体のことでありますけれども、霧島市としてどういうふうに分析及び状況を捉えていらっしゃるのか、例えば関東地方では民営化したところでは極端な話ですが、採算が合わなくなって、そのまま公営に戻したり廃園にしたりとか、そういう事例等もお聞きをするわけですが、そういう具体的な今までの経緯の中での具体事例というのは耳に入っていないのかお聞きをしておきます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の民営化にあたりましては、議会の一般質問においても、民営化の進捗状況とかいろいろございまして、遅くなりましたけれども、今回ようやく計画に至ったという事情もございまして、その際、なぜ、民営化が進んでいなかったかという理由の一つに川崎市の民営化に失敗といたしますか、民間会社、いわゆる社会福祉法人ではない、有限会社か株式かちょっと分かりませんが、移管をされて経営難に陥って保育所まで閉鎖ということになったという情報もありまして、一時本市の民営化の進捗も途絶えていた時期もありました。それと平成24年4月1日現在ですけれども、県内の保育所、すべての認可保育所の設置数が、公営・私立含めて493園あります。その内、民営が446園、公営が47園という数字が残っておりまして、その民営の446園のうちでも53か所が平成17年度以降に民営化を実施されたと、実施されたのが53園ということです。以上のような状況は把握しているところです。

○委員（前川原正人君）

数ではなくて、民営化した以降の動きというのですかね、内容というか、他の自治体のことですので、入りきれない部分、言いにくい部分、聴きにくい部分等もあると思うのですが、数は今おっしゃった民営・公営の493のうち、442、9割以上が民営化に移行しているような状況ではあります。経営実態というのですかね、そういう状況という意味での情報というのは霧島市としては把握されていらっしゃるのかということです。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

鹿児島県の場合と限って申し上げますと、民営化の移管先はすべてが社会福祉法人と聞いております。社会福祉法人となりますと、やはり財産それからいろんな財政的な運営面かなり法にしがりがございまして、事業、いわゆる保育園なら保育園の運営事業しか使えないというようなこともございまして、そういう経営難に陥ったという話は聞いておりません。それと御存知のように、本年4月からその運営母体である社会福祉法人の監査権限が市町村のほうに下りてまいりましたので、そこからもやはり今後は経営面においては監査ができるわけですので、指導・助言は市町村が民営化したからと言って、縁は切れないというようなふう考えております。

○委員（有村隆志君）

一応、民営化ということ的前提にこう、今この中で、議論の中で、進める中で、公立と私立で差があるとは私思っていないのですけれど、ただ公立がある程度、今までは補ってきた部分というか

特徴的な部分があるような気もするのですが、さっき部長は少し、いろんな形での職員の配置とか、そういう形でおっしゃったのですけれど、そこら辺も含めてもう一つは、今特殊な事情は待機児童なんかもございますので、そこら辺もう少し触れられるのであれば具体的にそういうものを考えていけばどの様に考えていらっしゃるか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

基本的には待機児童解消対策が、即、民営化につながるということではないと、以前の一般質問でも御答弁いたしました。ただ、実施計画の中では横川・牧園地区の定数が現状では非常に定数からすると入所者数が低いということもございまして、そういった市全体の定数の配分、上場と下場の定数の配分、そういったものをやはり検討すべきではないかというようなことの御意見を受けて、それも待機児童解消対策基本方針の見直しと並行して、そのいわゆる横川・牧園地区等の定数の見直しの検討をするというようなことで表現をしております。そういったところでいけば、定数解消、下場の解消にはなるのかと、なお、待機児童という定義は一般質問でもお答えしておりますけれども、市全体の定数からいくとまだ余裕はあるのですけれども、いわゆる希望する園に入れないうという待機児童が霧島市には存在するというところでございます。

○委員（池田 守君）

社会福祉法人に対する監査業務が今年から市のほうに権限委譲されたということなんですが、監査業務を市が担当することになると相当な労力があると思うのですが、どのぐらいまで踏み込むのちょっと気になる場所ですけれども、先ほど常勤職員の中で正職員の割合が、私立は58.4%もあると非常に高いなということでびっくりしたのですが、これについては私の考えでは、偏りがあるのではないかなと思うのですけれども、もっと高い所、もっと低い所、そのあたりのところの例えば給与体系とか、そのあたりまではすべて監査の業務の中に入っているのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

私のほうからは法人監査に関する権限委譲について体制のみお答えしまして、監査の中身については、また課長なり担当がお答えします。議員がおっしゃるように非常にこの法人監査に関する事務というのは複雑・専門的な知識を必要とすることから、今年の4月1日、保健福祉政策課において担当するというところで一名増員をしているところでございます。以上です。

○保健福祉政策課、政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

指導監査につきましては、法人の指導監査と施設の指導監査とございます。今回私どもが権限委譲で受けましたのは、法人の監査になります。その中において法人によって給与規定が定められております。この規定につきましては設立時には当然、給与規定であるとか休業規定であるとかそういうものも含めて審査をした上で、法人の認可をいたしますが、その指導監査、2年に一回指導監査法人を行います。その中において、細かく規定の中身まで再度踏み込んでということは行いません。財務状況等につきましては、当然、財務諸表の提出を求めて、その中身を見ていきますので、その中での総体としての人件費等の確認は行うことになると思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど、佐々木、中津川、牧園の3園については残すということで、人数もそれぞれ7名、12名、11名ということをおっしゃったわけですが、今後少子化になって非常に子供が少なくなる可能性もあるわけですが、これについては現在のところはもちろん公営でやるわけですが、今後子供が少なくなった場合の対応というのはどういうふうな形で考えていらっしゃるのか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

最初私のほうで概要を申し上げましたけれども、やはりその地域に応じた保育ニーズというのはやはりあると思います。子供が少なくなっていけば、当然ニーズ的には減っていくわけですので、現実的に非常に少ない人員の保育所を、いわゆる政策的な保育としてそのまま続けていくのか、あるいは、これは例えばの話ですが、佐々木保育園と牧園保育園が以外に近い距離にございます。これは合併前は牧園、横川という自治体に分かれていたのですが、霧島市となった場合には統合も視野にできるのではないかと考えているところですので、そういった意味から地域のそういった今後の人口等がどうなっていくのか、そこあたりは十分調査しながら統合等も視野に入れて検討していかなければならないと思っております。

○委員（新橋 実君）

小学校においては一人でも子供がいれば学校を残すというようなこともありますので、そこについては慎重にお願いしたいと思っておりますけれども、やはりこの3園が残ることで、他の9園が全部民営化されると、あまり格差はないと思うのですが、私立のほうについてはいろんな形で新しいものを取り入れながらいろいろとやっているわけですが、公立ではそれがなかなかできないと私は思うわけですが、今後そういった取組を、やはり他の民営化された市立保育園に合ったような形をまた公立でもやっていくような考えがあるのか、その辺をお伺いします。

○保健福祉政策課、政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

本年の3月、職員組合に対しまして民営化の説明会というのを行いました。その際にある保育士の方が発言をされました。今回こういうことになったことのひとつは、やっぱり公立保育園のメリットといいますか、公立保育園はどうあるかということをもっとやってこなかったのかなと涙ながらに話された方がいらっしゃいました。以前からこの民営化ということについては、当然集中改革プラン等で書状にはあげられておりましたが、実際、保育士一人一人が今回そういう現実に直面をしまして、公立保育園は今後どうなっていくのかというのを保育士の中でも考えていかれるというふうに感じました。

○委員（新橋 実君）

やはり今後は公立保育園も公立・私立と言わずに、お互いに良いものはどんどん入れていくような形でやっていただければ、どこにいてもいいというような形になると思いますので、その辺は要望しておきますので、よろしくお祈りします。

○委員（前川原正人君）

もう一点お聴きをしておきたいのは、手順です。民営化のプロセス、これがこれまで示されていたわけですが、今年の4月に応募期間、民営化公募説明会の実施、そして7月に選考期間、プレゼンテーションの実施、それから9月に移管先法人の選定、10月に協定の締結、引継ぎ準備期間というのを1月から持って、説明会をやって、そして、来年26年度の1月1日になると思うのですが、民営化ということで、こういうプロセスが明らかにされているわけですが、当初のとおりプロセス手順でいくということで理解をしてよろしいですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

今言われたのは、実施計画の中で示されているスケジュールのことを言われたかと思います。今現在はこのスケジュールの基におきまして、この手順で進んでいるところでございます。隼人保育園につきましては平成26年の4月1日から民営化というふうに現在作業を進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、今度、他に、次には27年度以降は、目白押しですと国分西保育園、下井保育園、順次ずっと年次的に民営化という手順と申しますか、こういうスケジュールになっているわけですが、これも同じような手順と申しますか、言ってみれば契約をして初めてゴーということになっていくことになるんですが、こういう理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

そのとおりでございます。大体このような手順で進んでいくというふうに思っただけであればよろしいと思います。

○委員（前川原正人君）

今度締結をしますよね。締結をした後に、議会の議決として廃止議案を提出されてということになっていくんですが、その締結後、議会への報告とか例えば全協なり、委員会なりでの説明というのは当然あるということですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

協定書締結が終われば、12月の議会におきまして、廃止条例の議案を提出させて頂くというスケジュールにしております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第2号に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

〔休 憩 午後 3時25分〕

〔再 開 午後 3時37分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、所管事務を行います。「議員と語りかい」で市民より出

された意見「生活保護について」生活保護について保護受給世帯が非常に増えているようである。なかには不正受給している人もいるようだ。規制を強化すべきだ。障害など働けない人は仕方ないが、そうでない場合は働く意欲を持たせるよう施策を講じてもらいたい。仕事を選びすぎているのではないか。働ける人はどんな仕事でもするべきではないかという意見が出ております。これについて執行部の見解説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

生活保護は、生活に困窮する者が、利用し得る資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充てても、なお、国の定める保護基準で算定される最低限度の生活が維持できない場合に対象となります。高齢化社会の進行、リーマンショック以降の経済情勢・雇用情勢の悪化や東日本大震災の影響により、全国的生活保護受給者数は過去最高を更新し続けております。当市も同様で、平成23年度、月平均1,130世帯、1,567人であった生活保護受給者は、平成24年度では、1,184世帯、1,622人となり、年々増加しており、年累計1万4,079世帯、1万9,247人の方が、現に保護を受給されており、平成25年3月末での保護受給率は、12.7%となっております。世帯別では、高齢者世帯484、母子世帯75、障害者世帯146、傷病者249、その他世帯219となっており、高齢者世帯以外では、働く意思はあるものの就労先の確保ができない等の理由により生活保護を受給する世帯に当たる「その他世帯」が増加傾向にあります。また、社会情勢の変化により、生活困窮者を取り巻く環境も多様化し、他機関及び民生委員等との連携強化が必要な状況にあり、対応に苦慮しているところです。先に実施された、福山地区での市議会議員との語り合いにおいて、「保護受給世帯が非常に増加している。中には不正受給している人もいるようで、規制を強化すべきだ。働ける人には就労意欲を持たせる施策を講じ、仕事を選ばせず、どんな仕事でもさせるべきではないか」といった趣旨の意見・要望が出されたようでございますが、生活困窮者からの相談については、職員をはじめ、福祉行政に長けた県OBを相談員として2名配置して対応に当たっており、真に支援が必要な場合は保護を適用し、そうでない場合は、社会福祉協議会による支援等の他政策や他法の活用を助言するなど、適切に対応しております。不正受給については、預貯金調査や課税調査等の収入資産調査を行い、発見に努めております。また、訪問調査による実態把握や申告の義務について説明指導を行うなど、不正防止に努めているところです。就労可能な方に対しては、就労支援の実務経験豊富なハローワークOBを平成22年度から配置しておりますが本年度から1名増員して2名体制とし、ハローワークとの連携を図りながら就労支援の強化に努めているところです。今後も、生活保護の支援が必要な人に対し、適切に保護を実施するとともに、不正受給者への厳正な対応と防止に努めてまいります。また、就労支援等の自立支援及びジェネリック医薬品の使用促進による扶助費の抑制に努めてまいります。

○生活福祉課長（新田春輝君）

加えて御説明申し上げてよろしいですか。今部長のほうから概要説明申し上げましたけれども、私のほうから補足、そしてお願い等も加えましてお話をさせていただきます。まずは、本日この所

管事務調査に我が生活福祉を御指名いただき誠にありがとうございます。これは本音でございます。去年の春から不正受給関連、タレントの不正受給関連等で世間を賑わせまして、お蔭様で一般質問等においても数件御質問等もいただきました。その関係もありまして、我々も更に知識を深めたところであります。そしてまた、今日のこの所管事務調査におきましては、私のほか両グループ長、そして若いケースワーカー二人も出席を認めていただきありがとうございます。私としても若い職員にもなるべく早くいろんな経験をしてもらって、将来にいろんな対応ができる職員に育てていきたいという思いから今日お願いしたわけです。そこで生活保護についてちょっとまた御説明申し上げます。先ほど部長のほうでも数字等も申し上げました。それと基本的な考え等につきましては、お手元にお配りしております生活保護のしおり、当然数字等は載っておりませんけれども、数字等につきましては、世帯別の構成等につきましては、24年度の平均の数値でございます。世帯別の数字と、高齢者世帯、母子世帯とかいろいろ内訳を書いております。これにつきましては24年度の平均値でございますので、御了承いただきたいと思っております。それとこの所管事務調査の中で執行部のほうからも出ておりますけれど、皆さま方の回答からですかね、この福山地区ので受給世帯が増えていくとか、確かに執行部に聴くと確かにそのような状況があるようだと。そしてまた2番目に市の職員が足りないといった状況があるようだがというのも載っております。これにつきましては先ほど申しましたケースワーカーが二人現役が来ております。うちの生活福祉課、私を一応頭としまして、第1グループ、第2グループ、グループが二つございます。第1グループにケースワーカー7人、第2グループに6人、合わせてケースワーカーは13名おります。それで束ねるグループ長がそれぞれいるわけですが、グループ長は一般的に査察指導員といいまして、片仮名ですればスーパーバイザーと呼ばれております。当然ケースワーカーを管理・指導する立場にあります。今年の4月でも一人古江君のほうが変わりましたけれども、それでそのケースワーカーにつきましても足りないというような議員の皆さま方の回答あるみたいですが、このケースワーカーについては、今13名いるということでしたけれど、法定のケースワーカーは本来は霧島市では14名必要だと、これは社会福祉法で定義がされておりますので、生活保護の部署では市が設置する社会福祉事務所においては、その計算方式でいきますと14.95ともう15に近い数字をはじき出すことができます。ですから御存知のとおり右肩上がり生活保護受給者は増えております。ですから15名いても全然おかしくない。その中で13名というスタッフでこの生活保護の業務をまわしております。ましてやこの霧島市、この広大なエリアを縦横600km²以上ありますね、kmにしたら25kmを縦横にしたような土地であります。昨日も実はちょっとトラブル等がありまして、横川の山ヶ野に行っておりました。重要な事案であります。そこに行きましても50分掛ります。都市部の社会福祉法、当然スタンダードな基準ですけれども、地域によって当然ばらつきがあるわけです。環境条件・地域の条件ですね。こういった山間部を抱えており、広大な行政区の中で片道行くだけでも1時間近く掛かる、それが80という数字があるのですけれども、80人当たり一人ケースワーカーが必要という基準があるのですけれども、都市部の密集した所をそういったサービスを行う行政区と、こういったまばらで遠い、広

いエリアをする行政区とでは、また異なるかと思うのです。そういった中でこのケースワーカー若い職員が多いです。皆さんお気づきかと思います。よく議員の方々も来られる方もいらっしゃいます。はっきり言って、そういう方は特に御存知かと思います。我々みたいにそこそこの経験やら歳になって、いろんな修羅場をくぐってきた職員なら、まあそこそこというのはあるのですけれども、若い職員はまだ役所の経験もない、人生経験もないといった中でいろんなそういった方々を相手にしております。そういった若い職員よりはるかに経験やら知識、場合によっては修羅場をくぐった海千・山千の方もいらっしゃいます。そういった中で難義・苦労をしながら若い職員やっております。そういった中でぎりぎりの定数に満たない中で我々はやっております。本当に日々大変な業務をしております。品のいい仕事ではありません。いつでも職員には言っております。恰好いい仕事でもない。派手さを求める仕事でもない。縁の下の力持ちだと、だけど自信を持ってやれと、生活保護を通ってきたのであれば、何処に行ってもやれるんだというぐらいの気概を持ってがんばってくれということで、職員にはただ激励しか言えないわけなんですけど、そういった中で今生活保護、世間の注目を浴びながら、そしてまた業務が増える中で頑張っているところでございます。そういった中で今日は現役のケースワーカーも来ておりますので、皆さま方の御質問や御疑問に全てお答えできるか分かりませんが、精いっぱいお答えさせていただきたいと思います。長くなりましたけど、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松元 深君）

それでは質疑に入りたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それぞれ部長・課長説明をいただきました。福山地区で議員と語ろかいの中で、生活保護に対する意見が出されたという背景があって、これにはまた、テレビ等で、ある意味マスコミが手伝って、本来憲法第25条で保障されている最低限の生活を営む権利を有するということが根本にあって、その上での生活保護の制度になっているわけですが、お聴きをしたいのは先ほど口述のほうでおっしゃいました23年度月平均1,130世帯、1,567人であって生活保護の受給者が、24年度では1,184世帯、1,622人ということで、これは年々増えていく、増加しているという報告をいただいたわけですが、これはある意味少ない年金で働こうと思っても職場がないとか、様々な社会的条件で最低制限の生活を営むということがあっての保護の受給者だというふうに認識をするわけですが、お聴きしたいのは本当の意味での不正受給者というのが霧島市でどれくらいいらっしゃるのか。全国平均ではほんの零点数%しかいないという報道等もあるのですが、どこで不正受給の線を引くのかということのあくまでもこれは申請主義だったりという部分もあるのですが、どのように捉えていらっしゃるのか、なかなか難し部分ではあるのですが、不正受給という部分をどこまで見ているのかお聴きをしておきます。

○生活保護第1G長（宅間正明君）

費用返還については、生活保護法第63条と第78条というので、不正受給というのは私たちが捉え

るのは第78条の費用徴収のほうについて、不正受給という捉え方をしております。平成24年度ベースで第78条の徴収件については26件の760万4,498円でございます。

○委員（前川原正人君）

いわゆるあくまでも申請主義ですが、その行政の権限でこの人は必ず必要だということを、それこそ申請書も書かなくて口頭でもできる部分があるんですね。そういう過去の事例、どの程度だったのかお知らせ願いますか。

○生活保護第1G長（宅間正明君）

平成24年度でホームレスといわれる方の申請件数は9件です。その9件については、口頭で取りあえず口頭ではしませんが、調査といろんな年金の調査にしても銀行などの収入調査で同意書とか委任状が必要ですので、そういった最初の申請をして取りあえずはまたあとで同意書とか委任状を頂いて、その調査をしているところです。

○委員（前川原正人君）

一般的にホームレスいわゆる住居を持っていないという前提での事務処理になったと思うのですが、例えば行政側がこの人はもう保護が必要ないなど、もしくはちゃんと就職できましたので、ちゃんと生活する基盤がある程度できつつあるのもう保護を停止してくださいというのが申請されますよね。その後も行政の職務として、保護を廃止した以後も約3か月間、行政がちゃんと指導・監督というかその実態を把握して状況をちゃんと把握をなさいと法律で定めてあるわけですが、そういう事例が大体どれくらいあるのか分かりますか。

○生活福祉課長（新田春輝君）

今の御質問ですが、確かにその定義としては後々のやつもということですがけれども、さっき申しましたようにぎりぎりの人数で膨大なケースを担当しております。それで廃止になった場合はきちんと説明をして、また生活が立ち行かなくなったときはいつでも相談にいらっしゃいということできちっと説明しておりますし、その廃止についても綿密な調査の上でやっておりますので、ただ我々が簡単に本人からのあれで切るというようなことはしていないつもりでございます。

○委員（前川原正人君）

今の課長の答弁はいずれにしてもどうしても、人数的な部分で法律ではちゃんと廃止をした後もいろんな条件がありますよね。ちゃんと生活の基盤が安定したのもう要らないというものもあるでしょうけれど、要は法的に見た時には廃止をした後も、その後の実態調査なり、把握をなさいとというのがちゃんと定義がされているわけですよ。だからよく言われる、後のケアというのでしょうか、その辺についていつでも来なさいではなくて、切った後の人数的な部分もありますが、そういうことは実際ないという話ですか。

○生活福祉課長（新田春輝君）

現実にはやっておりません。

○委員（新橋 実君）

生活保護を受けるためには民生委員の方との連携がもちろん必要なわけですが、霧島市も先ほど課長が言われましたけれども、603km²ということで、非常に大きいわけですね。本当に必要な方は受けていらっしゃるのかなという思いもあるわけですが、民生委員の方でその辺はすべて把握できていると思いますか。

○生活福祉課長（新田春輝君）

民生委員の方々の御協力につきましては、今そのお手元にお配りしました保護のちらしの中には、民生委員は皆さまにとって、保護を受け始めたら一番身近な協力者・支援者ですというふうに書いてあります。それで民生委員法の中にもこの生活保護の方を初めとして、いろんな支援をくださいよというのもちろんとわわっている。ただ、以前はこの生活保護を受けるには民生委員の方々の担当地区の意見書が必要だったのです。しかし、これは鹿児島県は廃止をしまして、霧島市も民生委員の意見書を必要としなくなりました。それで民生委員の意見等がなくても申請は通ります。ただ、担当地区の民生委員には私が保護を受けるようになったら、「新田が保護を受けるようになりましたよ」という通知をいたします。それで、その後いろんな御協力をいただかなきゃいけないわけですので、そういったことで民生委員との連携は欠かさず取る形で、去年から更に強化しておりますし、去年からですけど各地区の民児協の定例会には顔を出して、スタッフが変わったら職員を紹介、そしてまたいろんな制度等の説明をして御協力を賜っているところでございます。

○委員（新橋 実君）

そういった中で、やはり今、国のほうでもいろいろテレビ等でもいわれますけれども、年金をもらっている人より今のこの生活保護をもらっている人のほうが非常にいい生活をしているというようにもありますけれども。年金をもらっている方の中でも、そこまで達していなければ、資産とかいろいろな問題もあるのですけれども、その辺についてもある程度は対応ができていると考えていいですか。

○生活福祉課長（新田春輝君）

保護費につきましては、年金を受給されている方もいっぱいいらっしゃいます。障害年金をもらっていたり、国民年金、厚生年金、老齢年金、もらっていらっしゃっても、その生活扶助基準に3人世帯、4人世帯、単独世帯いろいろありますけれど、その保護費の基準に満たない部分を、内の保護費と支給しているわけですので、当然もらっている方もいっぱいいらっしゃいますけれど、その分を引いた分でやっていますので、当然それはまちまちです。せつかくですので、もう一件いいですか。ある意味では皆さま方に個人的な情報はお出しできませんけれど何となく御存知の方もいっぱいいらっしゃるかと思います。側面から我々にも御協力いただきたいということから、もう一つ、喋りすぎて申し訳ないですけど、お話したいと思います。今回の議会でも出ましたけれど、8月から生活保護費の基準が改定されます。いわゆる下がります。それで、標準的なのをお耳でお聞きいただく程度で結構かと思えます。標準的なモデルを試算しております。お知らせしたいと思います。標準世帯、3人世帯ですね。御夫婦と33歳と29歳の旦那さんと奥さん、4歳の子供さんが

いらっしゃる。標準3人世帯をモデルとして一例としてお話いたします。現行では、これもいろんなケースがあるんですけど、借家を借りて8,000円の住宅扶助をもらっているといったケースといたします。そういった現行では15万3,260円、これだけを今保護費として支給しております。何か特別なケースがない限り普通のケースですね。この基準改定も急激に激変するといけないということで、3年がかりで切り下げをいたします。27年の4月です。2年半後ですよ。27年の4月にいくらになるかという、この標準3人世帯14万3,510円、9,750円下がります。これは3人世帯ですね。今一番言われておりますのが、人数が家族の多いところが一番下がる。これは決定的です。母子家庭で子供が四、五人いらっしゃる方、七、八人いらっしゃる方、今度は御夫婦と子供が2人いる4人世帯を申し上げます。これで終わりにいたします。35歳と30歳の御夫婦、9歳と4歳、9歳ですから小学生がいますね。あと、4歳。この4人世帯、現行では18万9,640円、これが高いか低いかわかりませんが、御意見が分かれるかと思えます。これが27年の4月以降は17万3,900円、1万5,740円下がります。ですから今年の8月からですけど、3年掛けて5,000円ずつくらい下がっていくという大方の計算でよろしいかと思えます。そういったことで、下がりますので、我々今度はこちらに對しまして、もう問い合わせ・苦情、その対応で8月以降はすごいことになるのではないかと、かねてから新聞・テレビ等でも言っておりますが、新聞・テレビを見ない人もいらっしゃいますし、訪問の際なんかこういって下がりますからねと、なるべくその周知に努めるようにはしておりますが、8月以降を考えるとちょっとぞっとするような気がします。これ以上我々をいじめるのかということで、以上でございます。長々と申し訳ございませんでした。

○委員（田代昇子君）

ハローワークとの連携を大変取りながら、就労支援をされていますが、この割合というのは健康なというか、働ける人たちの就労の率というのはどのように捉えていらっしゃいますか。

○生活福祉課長（新田春輝君）

このハローワークとの連携につきましてはうちだけでなく、児童扶養手当をもらっているところと併せて協定書を結びまして、そしてまた、御存知のとおり部長の口述書でもありましたように、ハローワークのOBの方を2名お願いしまして、就労相談をしております。当然働ける人、就労可能な人、軽労働可と医者診断等もらった方々については、なるべく働いてくださいということで、頻りにハローワークと連携を取って、あるいはハローワークにも付添いをしたりして、就労に勤めております。でもなかなか現実的には難しいところです。ただ、ちょっと明るいのが御存知かと思えますけれども、セブンイレブンが鹿児島に進出しまして、始良市にセブンイレブンの工場ができました。そこが600名という雇用を、当然いろいろな雇用形態ありますけれども、そこにもうちの保護受給者の方が数名内定等ももらっております。6月22日には正式稼働と聞いております。そんなのと併せて今後は私のほうもいろんな企業参りもしまして、こういった生活保護受給者の方々の雇用等もお願いをしてみようかなというようなことでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど新田課長のほうから、本来であれば14人、ケースワーカー、職員の手がほしいんだという、それでも少ないぐらいで、今現在13人でやっていて、まだまだ少ないんだということですが、大体一人あたり業務的な部分というのを、これは基準が出ていると思うのですが、一人で何世帯くらいを賄っていらっしゃるのかお知らせいただけますでしょうか。

○生活福祉課長（新田春輝君）

正確なところは去年の8月1日現在ですけれど、現業員、このケースワーカー現業員という表現を使います。霧島市で90.2です。ちなみに私が手元に県内の各市の他市のものを持っております。いろんな地域性やら単純に比較はできないものですが、鹿屋市が88.1、薩摩川内市が82.4、低い所では60点何ぼというのが新しい志布志市とか、一番低いのが南九州市で48.5という数字をもらっております。あと県もあちこち町などに福祉事務所があるのですけれど、60から70件台というところ。一番です。お蔭を持ちまして件数は一番でございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

[休 憩 午後 4時10分]

[再 開 午後 4時15分]

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、「議員と語ろかい」で市民より出された意見「しらさぎ被害について」執行部の見解説明を求めます。

○環境衛生課長（満留 寛君）

環境衛生課では、新川橋上流における「しらさぎ被害」に関する苦情・相談につきましては、受けておりません。この周辺施設の整備は、「天降川ふるさとの川整備事業」で整備されたものでありますので、本事業の導入経緯等について、確認できた事項を御説明させていただきます。1番目として、天降川ふるさとの川整備事業の概要でございますが、昭和63年6月に、「ふるさとの川モデル事業」の指定を受け、テクノポリスセンターから国道10号新川橋までの延長2,800mについて、「国分・隼人テクノポリス地域」の自然保養ゾーンとして、水辺空間の整備を行う事業として、実施されたものであります。2番目に施設整備の理念といたしまして、天降川下流は、都市化が進展する国分・隼人地区にあって極めて自然に恵まれた地域であるため、計画に先立ち、平成元年度から実施された環境調査結果を踏まえ、ここに棲む生物・植物の保護・育成を図りながら進められたものであります。具体的には、ア、既存の自然環境を活かして施設の中に取り込む。イ、従前の自然環境を保全する植栽や材料・工法を選定する。ウ、自然の改変を少なくするよう工事を集中させず、施工箇所と年度を変えながら行う。エ、環境調査を行い、生態系への影響に留意して事業を進めていく。このような理念のもとに、ふるさとの川モデル事業整備計画検討委員会、自然環境現況調査検討委員会、ふるさとの川モデル事業整備計画協議会等が設置されて、魚や水棲生物や植物などの恵まれた生態系を保護し、自然と共生できる川づくりを整備方針に事業が進められてきております。

3整備空間のゾーニングと位置付けにつきまして、天降川ふるさとの川整備事業では、出会いのゾーン・せせらぎゾーン・緑園ゾーン・サンクチュアリーゾーンの四つのゾーニングがされております。サンクチュアリーゾーンは、新川橋から上流へ400mの区間でありまして、エノキの高木やタチヤナギ林、メタケ林が密生し、人が近づきにくい地形となっていることから、近年、シラサギ、ヒヨドリ、バン、カルガモなどの営巣地となっているので、バードサンクチュアリーエリア（鳥類の保護区域）として保護・保全する地区として整備されてきております。このサンクチュアリーゾーンのサギ山は、平成5年の豪雨災害まで保護・保全されておりましたが、洪水に伴う新川橋の架け替え工事のため、サギ山の一部を伐採せざるを得ず、平成6年には地元の要望もあり、サギ山の背後に人や動物が立ち入らないように安全防護柵が整備されております。現在は、せせらぎゾーンの中にあります野口沼の周囲に多数のサギ類が生息しているようであります。

○委員長（松元 深君）

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（池田 守君）

最近、新川橋の上流のあの竹林の中で、以前はもうあそこは糞で真っ白になっていて、相当な被害を受けているなど思っていたのですが、最近あまり見なくなっていたのですけれども、住む場所がちょっとせせらぎゾーンに変わってきているということだったのですが、どれくらいの羽数があるか把握していますか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

調査自体はいたしておりません。この当委員会への出席要求がございましてから、先週の金曜日、現地のほうを確認いたしたところでございます。先ほども説明いたしたとおり、新川橋のすぐ上流、サンクチュアリーゾーンですか、ここが当時はサギ山というような形でたくさんいたということでございますが、現在は野口沼のほうに多数のサギ類がいるようございまして、羽数については確認はできていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

しらすぎの被害についてというのは、それこそ池田議員と私が議員と語ろうかいいに出向いたときに野口地区から出された意見ですが、その時に隼人町出身の議員も一緒にいまして、旧隼人町の時にはしらすぎ被害があつて行政が何とか手立てを講じようとしたら、動物愛護団体、そういうところから野鳥に対して手厚い保護をなさいというのがあつたんだというのをお聞きしているわけなんですけど、実際合併前の話らしくて、その辺の状況というのは我々も知らない部分もあるんですけど、愛護団体からの声というのが、これは相当過去の話ですけど、そういう情報、あるいはそういう声等が届いているのかお知らせいただけますか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

先ほど冒頭でお答えいたしましたように、環境衛生課のほうにはしらすぎ被害というかたちでは苦情・相談がまいておりません。そういうことからこれまでどういった経緯で現在のしらすぎの

状態になっているかということも定かではございません。そういった動物愛護団体の話は若干、お聞きはしましたが、確認は取れてはおりません。本日御説明させていただいたものにつきましては、建設部のほうから資料をもらった中で、説明させていただいておまして、これ以上の情報については環境衛生課のほうでは持っていないところでございます。

○委員長（松元 深君）

しばらく休憩します。

[休 憩 午後 4時25分]

[再 開 午後 4時30分]

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境衛生課長（満留 寛君）

現在のところ環境衛生課のほうでは苦情・相談等については受けておりませんが、今後そのような苦情・相談等、住民の方からの情報等があった場合については県のほうとも連携を取る中で注視していきたいと思えます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。次に、議員と語るかいで市民から出た意見で、旧霧島町と旧牧園町との境にある養豚場の排水について執行部の見解を求めます。

○環境衛生課長（満留 寛君）

環境衛生課からは旧霧島町と旧牧園町との境にある養豚場の排水につきまして、平成24年度に実施した水質調査の結果を報告いたします。渡辺パークシャー牧場は水質汚濁防止法に基づく特定施設で、始良保健所に特定施設の届出を提出しておりますが、一日当たりの平均的な排出水量が30 t未滿、8.78 tの施設のため、鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針に基づき基準を超える項目があった場合につきましては、これまでも環境衛生課より文書で浄化施設の適正な管理・運用に努めていただくようお願いをしましりました。当該事業所に対し平成24年9月14日に市が採水した当該事業所排水の水質調査結果につきましては、すべての項目が基準値内でしたが、11月5日に採水した排水の水質調査結果については別紙1のとおり、大腸菌群数と生物化学的酸素要求量BOD及び窒素含有量が、基準値を超過しておりました。このことにつきまして、別紙2のとおり、平成25年1月11日付けで、環境に及ぼす影響等に十分配慮し、浄化施設の適正な管理運用に努めてくださるようお願いの文書を送付いたしております。

○農林水産部長（中村 功君）

渡辺パークシャー牧場の排水関係につきましては、平成18年度から県とともに指導を行ってまいりました。経過については、昨年9月19日に本委員会でご述べておりますので、その後の経緯等について

御報告いたします。平成24年10月5日に市民から黒い排水が流れているとの連絡があり、県地域振興局、農政畜産課、牧園・霧島総合支所と現地調査を行い、汚泥が溜まりすぎ、浄化槽でも安全に分解処理されていないまま排水したことが考えられ、汚泥くみ取りを早急を実施するよう指導いたしました。10月18日に汚泥くみ取りを現地で確認し、定期的なくみ取りを指導いたしました。平成25年4月27日に市民から糞尿を流しているとの連絡があり、霧島総合支所が出向き確認をいたしましたところ、合併浄化槽が故障し糞尿が一時的に側溝に流れたとの事実が判明したため、業者にくみ取りを依頼するとともに早めに修理をするよう指導いたしました。また、5月13日も同様の連絡があり、確認しましたところ浄化槽調整中に少量側溝に流れたとのことでしたので、早急にくみ取りをするように指導し、15日に合併浄化槽及び沈殿槽までのくみ取りを現地で確認いたしました。昨年の10月以降2か月に1回程度の間隔で、県地域振興局と市で養豚場の排水の目視及び排水処理施設を調査してまいりました。本年の5月30日には、県地域振興局や市の関係課と連携を図りながら2か月に1回、浄化処理施設の稼働状況等の確認を社長立会いで実施することとし、今後も施設管理については強く指導を行っていくよう協議しております。

○委員長（松元 深君）

ただ今、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今、環境衛生課と農林水産部、関係課からそれぞれ説明いただいたわけですが、この渡辺パークシャー牧場、ここは水質汚濁防止法に基づく特定施設であるということがあるわけですが、環境衛生課からは文書で浄化槽の適正な管理をなさよということで指導をしたということなんですが、これが最初は指導から入って、ずっとこれが続くようであれば当然、水質汚濁防止法の法律に基づいて罰則というのが出てくると思うんですが、そこまでに至らないわけですが、これがずっと続くようであればそういうことも当然視野に入っていくことになると思うんですが、その辺についての考え方はどうなのかお聞きをしておきたいと思えます。

○環境衛生課長（満留 寛君）

環境衛生課につきましては、こういった排水対策につきまして調査という水質汚濁防止法に係る権限はないところでございます。そういった中で鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針での対応ということでのお願いというかたちでしか、市のほうでは対応できないところでございます。

○委員（前川原正人君）

現実的には行政としては、どうしても県の指定をしたというか特定施設という位置付けでされているわけですね。ですから、自治体霧島市としてはちゃんと基準に則ってやってくださいよという指導まではできますけど、今後は相手側がその一線を越えたときに、法律でいう水質汚濁防止法違反に問われた時には、県の方が対応するという理解でよろしいわけですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

ただいま議員がおっしゃいましたように、県のほうが勧告指導をしていくかたちになるかと思

ます。

○委員（前川原正人君）

それともう一方は、先ほどの農林水産部関係の口述の中で、平成25年7月27日にふん尿を流しているとの連絡があつて、それぞれ時系列的に口述で説明をいただいたわけですが、悪意はなかったという理解の下でのこういう口述になつてと思うんですけれども、これは2か月に1回の割合で立入り調査をやるんだということですから、現状はどうかお知らせいただけますか。

○農政畜産課長補佐兼畜産G長（徳丸慎一郎君）

先ほど部長が述べましたとおり2か月に1回、私、市の職員と県の方と日程が合えば2人合同で、合わない場合は2か月に1回別々の行動で調査することもありました。主に排水を見て、泡といいますか、それを確認し、農場には立ち入れなかったんですけれども、そういうことであります。現在のところは5月に抜き取っておりますので、その後は異常な排水は流れていないと考えております。

○委員（前川原正人君）

その市の職員の方と県の職員の方で立入検査をされるんですが、それは抜き打ち的にされていらっしゃるんですか。それとも定期的な部分なんでしょうか。こちらの行政の都合でいつでもということにはならないでしょうか、その辺についてはいかがでしょうか。抜き打ちなのか定期的なのか。

○農政畜産課長補佐兼畜産G長（徳丸慎一郎君）

4月の排水の問題があるまでは、抜き打ちと申しましょうか、ちょっと不定期だったのですが、2か月に1回くらいのペースで調査しておりました。今回のこういう事故と申しますか、浄化槽の故障があったものですから、定期的にもうみんなで点検しようということで協議したところでございます。

○委員（新橋 実君）

環境衛生課のほうから資料をもらっているわけですが、ここの意味がちょっと分からないんですけれども、渡辺養豚場で希釈と前というのがありますよね。これちょっと説明をお願いしたいんですけれども。

○環境衛生課長（満留 寛君）

希釈前につきましては、ここの牧場には15人槽の浄化槽が設置されておりますが、この浄化槽の最終処理をした後の排水を再水したものであります。希釈後はその後、排水が溜め枡に入った後山水で希釈して道路側溝に流れ込む排水を再水したものでございます。

○委員（新橋 実君）

希釈というのは、希釈をする前ということですか。この希釈というのが、下のほうが前と書いてありますよね。こちらのほうが基準値が大分測定結果が減っているわけですが、希釈して測定結果が大腸菌、BOD、窒素含有量というのは基準超過しているわけですが、それが前になったら大腸菌だけが大分減っているんですけど基準超過している状況ですが、そこをちょっと

意味が今分からなかったんですけど。

○環境衛生課長（満留 寛君）

その稀釈というのは、山水で稀釈をした後の排水水でございます。前というのは、山水を入れる前の状態でございます。浄化槽から溜枡のほうに一旦溜められるそうなんです。その溜枡に入る前ののが稀釈前でございます。溜枡を出た後に、今度は山水と一緒に入れて、側溝へ排水していくというかたちになっております。当然に普通考えますと、稀釈後、山水を加えた後が水質がいい結果が出るというふうに思うわけなんです。底の溜枡の中のほうにそういった汚泥等があった場合については、そこでこういった大腸菌群数、BOD、窒素等の水質が悪くなる状況があるのかなというのは環境衛生課のほうでは考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

大体分かりましたけれども、その中でもまだ大腸菌の数が基準を超過しているわけですが、この15人槽を合併浄化槽で対応されているということですが、それで対応できるものなんでしょうか。

○委員長（松元 深君）

現状を分かっている牧園総合支所、分からないですか。

○農政畜産課長補佐兼畜産G長（徳丸慎一郎君）

この合併浄化槽15人槽なんです。前は所管が始良家畜保健衛生所にごさいました。その中でいろいろ改善しないということで合併15人槽を造ったら改善するんじゃないかという指導がありまして、それを事業者が受け入れられまして、少しでも改善できればということで保健所の指導も受けながらした施設でございます。

○委員（新橋 実君）

その保健所も一緒にされたというんですけど、実際まだこういうふうで大腸菌も多いわけですよ。だから、これをまた変えていくというようなことは考えていらっしゃるんですか。

○農林水産部長（中村 功君）

この改修につきまして話をするときもあるんですけど、その改修費が相当掛かるということで、事業主の方も少し、なかなか積極的にいかないというのがあるのかなと思います。

○委員（新橋 実君）

それはそうでしょうけれども、基準を超えてしまえば何もならないわけですよ。やはりそれを対応するようにしてもらわないといけないわけですけど、もちろん市が補助するわけにもいかないんでしょうけれども、やはりやる以上は、そこまで改善してもらいたいのが大事だと思うんですけど、昔であれば合併浄化槽から出たのを溜枡に溜めて、それをまた三つくらいして、例えばそれから流すとか、そういうことも前は個人の住宅の前でもそういう単独浄化槽の場合はあったわけですけども、そういったことは考えてなかったんですね。

○農林水産部長（中村 功君）

現在、設置してあるのも15人槽ということで、本来、人の居住用のものだと思いますが、本来ならばそれではなくて、養豚場というかたちでのちゃんとした処理施設が一番よろしいかと思いますが、それについては事業主の方に話はしているところでもあります。設置できませんかということも含めて改善をしていただけませんかということで話はしているところです。

○委員（田代昇子君）

この養豚場の汚水については、もう合併した当時から聞かされておりますが、15人槽が施行されてから今はどのくらいになっているのでしょうか。

○農政畜産課長補佐兼畜産G長（徳丸慎一郎君）

この15人槽が完成しましたのが23年3月でございます。

○委員（田代昇子君）

23年にできた15人槽、要はそれだけで処理し切れないと理解したほうがいいのかと思いますが、養豚をされている頭数というのはどのくらいされているのか分かっていたら聞かせてください。

○農政畜産課長補佐兼畜産G長（徳丸慎一郎君）

昨年の9月に当委員会で報告しましたときには、母豚・子豚含めて203頭でしたが、今年の2月1日の統計調査というのがあるわけですが、それによりますと64頭です。

○委員長（松元 深君）

合わせてですか。

○農政畜産課長補佐兼畜産G長（徳丸慎一郎君）

はい、合わせてです。内訳を申し上げます。母豚20頭、種雄豚4頭です。このうち今6か月未満も2頭いますが、種豚が4頭ということです。それと育成豚が20頭、子豚が20頭、合計64頭と。昨年、農場に行ったときに、規模を60頭くらいに縮小したいということがありました。大体、その規模になっているのかなと思っております。この農場主も高齢でございまして、でありながら、子豚を供給する機関的な農家でもあるということでございます。しかし、頭数は減っているみたいです。

○委員（田代昇子君）

なるほどなと思いました。それと、やはり周辺の人、特に牧園町と霧島町の境にあつて、地域住民が非常に苦情を申されているのも私も聞いておりますし、何とかそこら辺を御指導していただいて環境整備をしていただきたいなと思うことです。ぜひ、お力を貸していただいて、御指導していただくようお願いしたいと思います。そこら辺のコメントをどうぞ。

○農林水産部長（中村 功君）

農林水産部としましては、最初に申し上げましたとおり、これから2か月に一回は社長立会いの下で強く指導していきたいということで関係課とも話し合いをしておりますので、そのように努めたいと思います。

○委員（前島広紀君）

今、豚の数を聞いてちょっとびっくりしたんですけども、畜産の中にはこちらには畜産の専門

の方もいらっしゃると思うんですが、この経営形態であれば肥育のほうはずっといいと思うんですよ。大腸菌出るといのは、母豚を飼って子豚を育てるものだから、土間を流すんですよ。だから水が出るので、肥育の場合は、今、おがくずの肥育をすればもう水は出ないですよ。ですから、そういう技術的な面を指導していければ、これは改善できるんじゃないかなと私思ったんですけど、どうでしょう。豚は、母豚1頭で大体12頭くらい子供を産みますよね。ということは、母が20頭いたら子供はもっといないといけないんですよ。いずれにしても、今後、肥育の経営の形態を変える方向でいけば、汚れた水が出て来ないように改善できるんじゃないかなと私は思うんですけども、どうでしょう。

○農政畜産課長補佐兼畜産G長（徳丸慎一郎君）

委員がおっしゃったとおり、豚については出荷の間隔がありますので、その調査より若干少なかったかもしれませんが、調査時点はその頭数ということでございまして、委員のおっしゃったとおり、おがくず方式とかいろいろあるわけですけども、そこら辺も含めて、子豚の生産、そういう方式か何か分かりませんが、そこらを含めて県の方や事業者とも相談しながら、ちょっと改善する変え方はないのか御相談なり、お聴きしたいと思います。

○農林水産部長（中村 功君）

すみません、先ほど頭数を申し上げましたけれども、これが県の一定の基準日に合わせた統計調査なものですから、それで前回203頭というのが去年の1月1日現在の頭数で、先ほど申し上げた64頭というのは、今年の2月1日現在の頭数ということですので、その前後については、こちらも把握していないところです。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 午後 4時58分]

[再開 午後 4時59分]

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。陳情についてです。自由討議をしたいと思いますが、何かありませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情第2号の自由討議ということで申し上げるならば、この件名が霧島市保健福祉施設の民営化についてということですが、実際、現実的にこの内容を見てみると、保育園と養護老人ホームを対象としているというふうには書いてあるんですけど、実際、本来であればもっとこの老人ホームのほうも、まだ掘り下げた陳情者の説明が欲しかったなというのは実感として感じましたね。この趣旨そのものについてはよく理解できるわけですけど、自由討議という点でいけば、老人ホームの

部分をもっと掘り下げて欲しかったという意見を述べておきたいと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。次に議案処理に入りたいと思いますが、陳情第2号、霧島市保健福祉施設の民営化について討論に入ります。まず反対の討論はありませんか。

○委員長（今吉歳晴君）

陳情第2号について反対の立場から討論に参加をします。私は児童教育については、これは市が当然責任を持ってやらなきゃならないと思いますが、ただ幼児教育という面につきましては、これは民間で十分しっかりとした対応をしていただきたいということで、私はこの霧島市の公立保育園が存続することについては反対いたします。

○委員（前川原正人君）

私はこの陳情第2号に賛成の立場から討論に参加をします。まず、第1の理由といたしまして、問題点、このあり方検討委員会の問題点として、まず、私立保育園の代表、いわゆる保育園のオーナーが3名参加されていて、その当事者になり得る可能性のある人たちがその委員に入っているというのは、やはり考慮すべきものではなかったのかということです。2つ目には、先ほどの審査でも明らかになりましたけれども、今いらっしゃる臨時の職員の皆さんの身分がどう保障されていくのか。これまでの行政の見解では、相手先受入側のほうに再雇用をお願いをと言われておりますけれども、それはその協定書の中でもうたわれていくことになる可能性もありますが、保育士としても働きたいという人たちの雇用形態がしっかりと担保ができないのではないかと懸念です。そしてもう一つは、またその受入れ先、いわゆる民営化になったときに、保育士さんが雇用された時に、賃金の面でどういう待遇になるのかということも明らかにもなっていませんし、公的保育を保証して、しっかりとした施設整備も当然ですが、保育士の労働条件、そして賃金等を備えるためにも公立として残すべきだという趣旨の、本陳情には採択をすべきだと考えております。

○委員（新橋 実君）

私は陳情第2号に反対の立場で討論に参加します。今回、保健福祉部のほうで説明がありましたけれども、基本的には民営化を進める立場であるということですのでくれそも、牧園、横川にあります佐々木、中津川、牧園の3園については児童の入園数が少ないということで今回民営化を見送られるということで、今後も統合に向けて考えていくというようなことでもございました。子供たちの保育を保障すべきという観点から、こういったことで進めていただければと思います。また、執行部の説明の中で明らかになったのが、今回、財源の措置で9園で2億6,800万円が一応財源の減少が図られるということもあります。今後、霧島市の財政も非常に厳しくなっていく中で、そういったこともやるべきじゃないかということで反対いたします。

○委員（池田 守君）

私は賛成のほうで討論いたします。現在の私立・公立保育園は、それぞれ職員の方々が一生懸命にやっていたらっしゃって、受け入れも親御さんたち、あるいは園児にとってはそう大差はないかもしれませんが、やはりこういう公共施設については、特に出来る限りは公的なのでやっていくべきだと思います。特に職員の方々の身分、先ほど前川原委員も言われましたように、労働条件が厳しくなったり、あるいは待遇が悪くなったりとかそういうのも考えられますので、まだ今のところは続けられる限りは存続させて欲しいと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、討論を終わります。採決します。陳情第2号について原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者3名、賛成少数と認めます。したがって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。ここで陳情第2号の委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に、議員と語ろかいで出された意見ではありますが、何か自由討議はありませんか。それでは、意見については調査結果報告として委員会報告をする必要があります。

○委員（新橋 実君）

先ほど生活保護について、生活福祉課長のほうからいろいろと意見を伝えていただきました。人数等もケースワーカーも2名くらい足りないというような話もありました。その中でこの603km²のこの地域を回っているということでございましたので、また、こういったことで、今後は、一生懸命頑張っていたらっしゃるみたいですので、もう少し人数も出来れば増やしていただいて、地域の方からそういった不平・不満が出ないようなかたちでやっていただければと思います。

○委員長（松元 深君）

それでは、今回の所管事務調査については、委員長報告を行ったほうがよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

委員長報告をまとめた上で広報公聴常任委員会もそのようなことで報告をしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、委員長報告については一任ということでそのようにいたしたいと思います。次に、3の閉会中の所管事務調査については、項目を生活環境行政及び保健福祉行政について提出しておくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。したがって、環境福祉常任会を閉会いたします

「閉 会 午後 5時10分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委 員 長 松 元 深